

都市農地と まちづくり

第74号
2019年秋号



新たな都市農地制度の運用・活用の状況



都市農地・都市農業をめぐる新たな動き

(一財)都市農地活用支援センター

都市農地と まちづくり

第74号 (2019年秋号)



■表紙の写真

「都市農地貸借円滑化法の活用による最初の新規就農が実現した農地」(東京都日野市)生産緑地の借り主は新鮮な野菜を消費者の食卓に近い距離感でリアルタイムに届けたいと、自身にゆかりのあるまちで新規就農を2019年3月実現。農園名 (Neighbor's Farm) にもその思いが込められている。

CONTENTS

■ まど

- 現実と法制度の間 1
公立大学法人宮城大学 教授 舟引 敏明

■ 新たな都市農地制度の運用・活用の状況

1) 新たな制度の概要と全国の動向

- 都市農業の継承に向け都市農地貸借法が活用されています 2
農林水産省 農村振興局都市農村交流課都市農業室都市農業第二班課長補佐 小林 博美
- 生産緑地制度の活用状況～都市農地の新たな価値の創出に向けて～ 8
国土交通省 都市局 都市計画課 課長補佐 一言 太郎

2) 都市農地保全にむけた各地の動き

- 「いきいき都市農業」の推進～静岡市都市農業振興基本計画の概要～ 12
静岡県静岡市 経済局農林水産部農業政策課 主幹兼係長 水嶋 成彦
主任主事 田代 貴久
- 堺市の都市農地保全にかかる取組み～広がる生産緑地活用・市民農園の展開～ 16
大阪府堺市 都市計画課 羽間 真一
農水産課 竹平 和司
- 東京の新規就農と都市農地貸借円滑化法
ー東京NEO-FARMERS!の軌跡と生産緑地での新規就農者の誕生ー 20
一般社団法人東京都農業会議 業務部 松澤 龍人

■ 都市農地・都市農業をめぐる新たな動き

- 都市農家と都市農地の行方ー都市農地貸借法の制定を受けてー 24
東京大学大学院農学生命科学研究科 教授 安藤 光義
- 都市農業と農福連携～見えてきた課題と今後の取組～ 28
NPO法人HUB's 林 正剛
- 農業と福祉の連携による共生社会づくり
～農業・農作業の多面的機能を活用した新たな農福連携の取組について～ 32
滋賀県 農政水産部 農政課

■ 追悼

- 水口俊典 先生
(一財)都市農地活用支援センター常務理事 佐藤 啓二 36

■ 都市農地センターからのお知らせ

- 【開催案内】都市農地活用支援センター 定期講演会 2019 38
- 【開催報告1】都市農地活用支援センター 定期講演会 2018
- 【開催報告2】平成30年度都市農地制度セミナー「新しい都市農地制度と税務」
- 【開催報告3】都市農地活用支援センター 平成30年度都市農地活用実践ゼミナール

現実と法制度の間

公立大学法人宮城大学 教授 舟引 敏明



私は 1991 年に建設省都市計画課の技術担当補佐として生産緑地法改正に関わった。2015 年に国土交通省を辞する際には直近の改正につながる検討に参加しており、この間都市農地関係法制度に関わり続けてきたことになる。

最近、学生と対話する中で、学生が法制度とは既に確立した強制力を持つルールであるという単純な認識をしていることに気づいた。間違っていないが正しい捉え方もいえない。そこで学生には、法律とは現に起きている不具合を直すため強い目的をもってつくり、常に動いている生きた仕組みであることを認識してもらうようにしている。その際、現実の不具合が先にあるため法制度は常に現実が遅れる性格にあること、どんな現実であれ利害関係者は多様であり問題を完全に解決する法制度は困難であること、の二点を加えて強調し理解を促している。

では都市計画法制度は現実の不具合にどう対応してきたのか。全ては 1968 年の新都市計画法に始まる。この時点の主な不具合は都市への人口集中が起こした農地等へのスプロール問題である。都市計画法第 2 条に「農林漁業との健全な調和」と記述されているように、最大の目的は都市基盤整備を行うべき市街地と農地との区分にあった。多くの都市で線引きが実施され、不具合は解決の方向へ向かう。しかしこの措置は市街化区域内で農業の継続を希望する農家の反発を生んだ。また市街化区域が見込みより大きく指定されたことが宅地化のための都市基盤整備が追い付かない状態など新しい不具合をもたらした。これらに対応するため 1974 年に生産緑地法が作られたが、この法制度は農家や自治体に受け入れられず 1991 年改正まで実質的に機能しなかった。

1990 年頃は狂乱地価の真ただ中、政府全体で様々な地価対策が展開された。その一つが宅地供給の促進のための市街化区域内農地の宅地並み課税の厳格な実施である。1991 年生産緑地法等改正で、生産緑地地区の農地は 30 年の転用制限が課され、地区指定と相続税納税猶予制度などの税制が連動することになった。この結果、三大都市圏特定市の市街化区域内農地は宅地化する農地約 3 万 ha、保全する農地 1 万 5 千 ha に区分され、宅地並み課税は実質的に機能を始めた。その後宅地化農地は大幅に減少したが、保全農地は今日でも約 1 万 3 千 ha 程度が保全されている。四半世紀の長きにわたり改正法が農地を守り続けたのである。

しかし年月の経過に伴い新たな現実が立ち上がる。都市人口が減少しはじめたこと、30 年の転用制限の期限が近付いたこと、営農者の高齢化と後継者不足などである。都市計画制度も考え方が変わり、人口減少に対応する第二の線引きともいえる立地適正化計画制度が導入された。この変化を背景に 2017、8 年と続けて都市農地に関連する法律の改正等がなされた。農地を都市に必要なものとして明確に位置付け、地区指定の面積要件を引き下げ、特定生産緑地地区や農地を前提とする田園居住地域制度などを設けた。担い手対策の一つとして都市農地の貸借も認められた。いずれも都市農地の存続を助ける方策である。線引きの時代には宅地化予備軍に過ぎない位置づけだったのが、今では農地の存在を前提とする地域地区が創設されるまでに至った。現実の変化に対応し法制度が進化したのである。もちろん現実には複雑で全てを満足させる法制度など存在しないし、制度に対する批判は甘んじて受けざるを得ない。だが今回の改正等で都市農地保全は新たなフェーズを迎えたと考える。都市農地保全に永く携わってきた一人として素直に喜びたい。

都市農業の継承に向け 都市農地貸借法が活用されています

農林水産省農村振興局都市農村交流課都市農業室
都市農業第二班課長補佐 小林 博美

1 はじめに

昨今、都市部での新規就農者、様々なサービスを提供する農業体験農園、地場産野菜を提供するマルシェの開催、特定生産緑地制度に関する関係団体の取組など、都市農業・都市農地に関する情報がインターネット等で目にするようになっていきます。

背景には、昨年9月に施行された都市農地の貸借の円滑化に関する法律(以下「都市農地貸借法」といいます。)により、生産緑地が借りやすくなったとともに、農地の納税猶予が確定(打ち切り)されることなく継続する措置が講じられたことや、特定生産緑地地区の指定に向けた手続きの本格化など、市街化区域内の都市農地を将来にどう引き継いでいくのか各地域で議論が活発化していることが要因の一つではないかと考えています。

本稿では、こうした地域の情勢に関連した制度や貴重な都市農地を将来に引き継いでいる地域の取組を御紹介いたします。

2 都市農業をめぐる状況

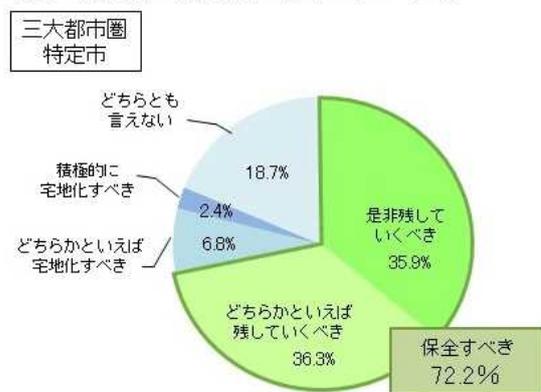
(1) 都市農業振興基本法等

都市農業については、食の安全への意識の高まり、農業に関心を持つリタイア層の増加といった情勢の変化を踏まえ、平成27年4月に、都市農業振興基本法(以下「基本法」といいます。)の制定、翌年5月には、基本法に基づく「都市農業振興基本計画」の閣議決定と、農業政策及び都市政策の両観点から都市農業が再評価され、従来は「宅地化すべきもの」とされていた市街化区域内の農地について、都市に「あるべきもの」へと、位置

付けが大きく転換されました。

このように、都市農業・都市農地を積極的に評価し、新たな措置を構築する機運が高まったこと(図1)が、法制定の大きな原動力となりました。

○住民の都市農業・都市農地の保全に対する考え方 (図1)



資料：農林水産省「都市農業に関する意向調査」
(三大都市圏特定市の都市住民2,000人を対象に平成30年に実施したWEBアンケート)

(2) 都市農業の現状と課題

都市農業は、農産物の供給に加え、防災機能、農業体験・交流の場、良好な景観の形成といった多様な機能があります。特に防災機能については、東日本大震災の際に、住宅に囲まれた都市農地が都市住民の緊急の避難場所となったこともあり、大きく見直されることとなりました。

また、消費地に近いという立地条件を活かし、少量多品目の農産物を生産し都市住民や飲食店に直売するなど、小規模ながら収益性の高い農業が営まれています。

このような都市農業の安定的な継続を図り、その多様な機能を持続的に発揮させていくためには、都市農業が営まれる場である都市農地を適正に保全するとともに、その有効な活用を図っていくことが必要不可欠です。

しかしながら、農業従事者の減少・高齢化が進む中、所有者だけでは都市農地を有効に活用することが困難な状況も見受けられ、農地の価格が高く、売買による規模拡大が困難な都市にあっては、貸借によって規模拡大を進めていく必要があります。

(3) 都市農地の貸借に向けた環境整備

都市農地の貸借を進める上では、大きく二つの課題がありました。

その一つは、農地を賃貸借する場合における賃借人の権利保護に関する農地法の規定です。農地法では、賃借人である耕作者の地位の安定を図る観点から、都道府県知事の許可を受けた上で、賃貸借の当事者が契約を更新しない旨の通知をしない限り、従前と同一の条件で契約が更新される措置が講じられています（農地法第17条及び第18条）。

このため、農地をいったん貸したらなかなか返してもらえなくなるのではないかと農地所有者の不安があり、農地を貸したまらない風潮がありました。

もう一つは、相続税に関する課題です。都市農地の所有者が相続税の納税猶予の適用を受けている場合に、これを貸し付けると、その猶予が打ち切られ、多額の相続税とその猶予期間に応じた利子税を負担しなければならなくなるため、貸付けが行えないというものでした。

こうした課題を解消するため、都市農地貸借法を整備するとともに、農地を貸しても相続税の納

税猶予が継続する措置を講じました。

3 都市農地貸借法の概要

都市農地の貸借を行う都市農地貸借法には、二つの仕組みがあります。

なお、この法律の対象となる農地は、市街化区域内の農地のうち、生産緑地地区の区域内の農地に限定されています。以下の「都市農地」とは、生産緑地地区の区域内の農地を指します。

(1) 自ら耕作する者に係る都市農地の貸借の円滑化

一つ目は、自らの耕作の事業の用に供するため、都市農地を貸借する仕組みです。

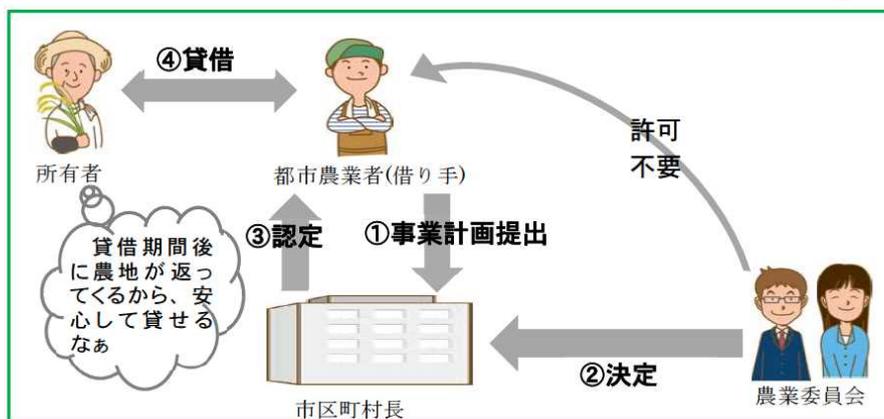
①事業計画の認定

所有者より賃借権又は使用貸借による権利（以下「賃借権等」といいます。）の設定を受けようとする者は、耕作の事業に関する計画（事業計画）を作成し、その農地が所在する市区町村長に事業計画を提出し、その認定を受けることができます（図2）。

認定を受けることができる主体には制限はないため、経営規模の拡大を図る都市農業者や新規就農者のほか、農業に参入する企業など、多様な主体が認定を受けることが可能です。

この認定を受ける効果として、その賃貸借については、農地法第17条本文の規定が適用されないこととなります。これにより、認定を受けた事業計画に従って都市農地の賃貸借が行われる場合には、その契約期間が満了すれば、所有者に農地

(図2)



が返還されることとなり、所有者が安心して農地を貸し付けることができるようになりました。

なお、市区町村長が事業計画の認定を行う際に農業委員会の決定を経ているため、農地法第3条第1項の農業委員会の許可を改めて受ける必要はありません。

②認定の要件

申請を受けた市区町村長は、一定の要件を満たす場合は、農業委員会の決定を経た上で、認定を行うこととなります。この事業計画の認定の要件は、大きく分けて二つの観点があります。

一つは、都市農業が持つ機能の発揮に関するものであり、この認定制度独自のもので、この制度の要（かなめ）となる要件です。

この要件は、賃借権等の設定を受ける都市農地において行う耕作の事業の内容が、都市農業が持つ機能の発揮に特に資するものとして所定の基準に適合していることを求めるものです。

この基準として、次の6つのいずれかに該当している必要があります。

1) 農地で生産した農産物や農産物の加工品を主として都市農地がある市区町村内か隣接する市区町村内、又は都市農地がある都市計画区域内で販売すること。

この基準は、都市農業の有する機能のうち最も代表的なものである、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能に着目したものです。

2) 都市農地を農業体験農園や福祉農園、学童農園などの都市住民が農作業を体験する取組、都市住民が交流を図る取組をすること。

3) 都市農地を試験ほ場や実験ほ場として活用するほか、農業者の育成や確保のための研修等を行う取組をすること。

4) 都市農地を災害発生時に一時的な避難場所として提供すること等の事項を盛り込んだ防災協力に関する協定を地方公共団体等と締結すること。

5) 都市農地において耕土の流出を防ぐための防風ネットの設置等による国土の保全に資する取組や減農薬や無農薬栽培等の栽培方法を選択することで環境の保全に資する取組を実施すること。

6) 都市農地において自治体や農業協同組合等が生産を奨励する作物や伝統野菜を導入する取組を行うことや、狭小な都市農地において少量多目的の栽培等の収益性を高くするための栽培方法、品質が高い農産物を栽培するための栽培方法等を選択すると認められること、これら以外にもその地域の都市農業の振興につながるような幅広い取組をすること。

なお、4)から6)までの基準については、都市農地で生産した農産物や農産物の加工品を販売する必要がありますが、1)の要件とは異なり、販売する地域や量についての制限はありません。

また、いずれかの基準に該当する場合であっても、都市農地として適切な維持・管理が行われず、周辺的生活環境との調和が確保できないような場合は、本認定の対象から除外されます。

認定の要件のもう一つは、農地の適正かつ効率的な利用を確保する点から設けたものです。本認定制度では、農地の貸借について農地法の許可を不要としていることから、農地の全てを効率的に利用すること、周辺地域の農業と調和がとれた耕作の事業を行うこと等、当該許可の要件とほぼ同様のもとなっています。

なお、都市農地は小規模の農地が多いことから、農地法の許可と異なり、権利取得後の農地面積が一定以上となる、いわゆる下限面積要件は、設けていません。

(2) 市民農園の開設に係る都市農地の貸借の円滑化

もう一つは、市民農園を開設するため、都市農地を貸借する仕組みです。

①市民農園の開設方法

一般に、市民農園を開設する場合には、農地法の特例法である特定農地貸付法が活用されています。

特定農地貸付法では、農園を開設しようとする者が地方公共団体や農協以外の企業等の場合には、所有者から直接農地を借り受けることができず、地方公共団体や農地中間管理機構等から転賃を受

ける必要がありますが、農地中間管理機構等の活用が想定し難い都市農地にあつては、企業等による農園の開設が進めにくい面がありました。

②特定都市農地貸付け

このため、都市農地貸借法では、企業等が都市農地で市民農園を開設しようとする場合、農園開設者として所有者から直接農地を借り受けることができる仕組みが設けられました。これが、「特定都市農地貸付け」です。

特定都市農地貸付けを行うための手続は、基本的には従来の特定農地貸付法による手続と同様に、農業委員会の承認を受ける必要がありますが、開設者、農地所有者及び市区町村の3者が締結する協定に、従来の事項に加え、開設者が市民農園を適切に利用していない場合、市区町村が協定を廃止する等の事項を定めることが要件とされています（図3）。

4 税制改正

都市農地貸借法の事業計画の認定制度に基づく都市農地の貸借及び特定都市農地貸付け等を行う場合については、前述したように税制面から貸借の円滑化の措置が講じられました。

前述した相続税の納税猶予の課題を解消するため、都市農地貸借法に基づく都市農地の貸借については、施行された昨年9月1日以降、納税猶予が継続されるようになりました。

また、相続税の納税猶予は本来、農業を営んでいる被相続人から農地等を相続した相続人が受け

ることができる税制上の特例措置ですが、都市農地貸借法に基づき都市農地を貸し付け、自らは農業を営んでいない農地等を相続した相続人についても、相続税の納税猶予を受けることができるようになりました。

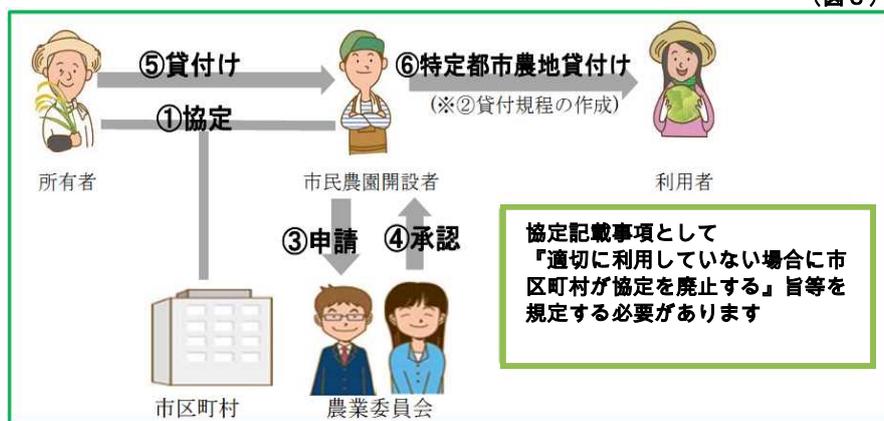
5 都市農地貸借法の活用状況

このように様々な措置を講じてきたところですが、実際に法律が施行された昨年9月から本年3月末までに活用された件数は42件、面積は8.3haと関東圏を中心に活用されています。

前述した二つの仕組み別では、自ら耕作する者に係る貸借では、件数22件、面積4.9haが都市農業者に貸し付けられ、東京都で多く活用されています。中には20代の新規就農者がトマト栽培に取り組むため所有者の意向を踏まえて長期間農地を借り受け、都市農業の新たな担い手として第一歩を踏み出した事例や、所有者の高齢化により農地の維持管理が困難になった農地を規模拡大意向のある農業者へ集積した事例、遠方まで通作していた担い手が自らの経営農地に近隣する都市農地を借り受けたことにより農作業の効率化が図られた事例など、都市住民への新鮮な野菜の供給など多様な機能の発揮に向けた取組や都市農地の保全に向けた取組が各現場で生まれています。

もう一つの仕組みである市民農園の開設に係る貸借においては、件数は20件、面積は3.3ha、区画は2千区画以上開設されています。農業に手軽に触れ合いつつ、品質の高い農産物を栽培したい

(図3)



都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定等は、42件・82,586㎡で行われた(平成30年度実績)。

① 自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化
【借りた都市農地で自ら耕作の事業を行う場合】

都道府県名	市区町村名	事業計画の認定状況	
		件数	面積(㎡)
東京都	世田谷区	2	1,630
	練馬区	3	8,981
	江戸川区	1	689
	三鷹市	1	10,422
	小平市	3	8,124
	武蔵村山市	1	842
	八王子市	1	1,801
	町田市	1	6,386
	日野市	3	4,199
	神奈川県	川崎市	1
茅ヶ崎市		2	1,582
愛知県	日進市	1	2,369
京都府	京都市	2	2,174
4	13	22	49,438

② 特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の貸借の円滑化
【借りた都市農地で市民農園(貸し農園)を開設する場合】

都道府県名	市区町村名	特定都市農地貸付けの承認状況			市民農園 開設数※
		件数	面積(㎡)	農園 区画数	
埼玉県	川口市	1	1,187	114	1
	草加市	1	1,787	68	1
東京都	目黒区	1	1,652	37	
	世田谷区	1	2,901	282	1
	杉並区	1	994	144	1
	練馬区	1	2,034	136	1
	足立区	1	3,773	217	1
	三鷹市	1	1,860	112	
	府中市	1	2,000	166	1
	調布市	1	2,099	205	1
	八王子市	1	1,809	86	1
	神奈川県	川崎市	1	599	34
	綾瀬市	1	2,193	140	1
静岡県	静岡市	1	767	80	1
京都府	京都市	1	2,319	146	1
大阪府	大阪市	3	4,307	117	2
	伊丹市	1	455	22	
兵庫県	宝塚市	1	412	25	
7	18	20	33,148	2,131	14

※ 承認を受けたもののうち、平成30年度末時点で開設まで至った農園数

都市住民のニーズ等を踏まえ、手ぶらで農業指導が受けられる農園の開設など様々なサービスが提供されている農園が市街化区域内に展開され、農業への理解醸成や都市住民の生活の向上に貢献しています(表1)。

このような取組の背景には、都市農業・都市農地の保全に向けた農地所有者や農業者を含む都市住民と関係機関による体制づくりや熱心な話し合いが行われており、様々な意見や課題を取りまとめた関係者の皆様方には敬意を表すとともに、今後さらにその取組を地域に根差すよう持続的に取り組んでいただきたいと思います。

6 おわりに

都市農地貸借法は、従来は借りることが難しかった都市農地を借りやすくなるという都市農業者にとってのメリットのみならず、都市農地の所有者にとっても、自ら耕作ができなくても他の方に貸すことができるため所有の負担が軽減するという大きなメリットがあると考えています。

また、生産緑地の約8割がその指定から30年を迎え、所有者が市区町村に買取りの申出ができるようになる、いわゆる2022年問題に対しても、30年後さらに10年間延長できる特定生産緑地制

度を選択しやすくなる効果や、現在生産緑地の指定が進んでいない、三大都市圏の特定市以外の地方都市の市街化区域内農地についても、生産緑地の指定がしやすくなる効果が期待されます。

このように都市農業・都市農地の保全に向けた制度が整備され、都市農業の安定的な継続と都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するため、自治体においては、基本法に基づく地方計画の策定が増加しています。まだ未策定の自治体においては、都市農業が有する多様な機能の発揮に向け地方計画の策定に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。(表2)

農林水産省としては、都市農地の貸借を円滑に進めるためには、制度を実際に動かしていただく現場関係者の皆様に制度をよく御理解いただき、上手に活用していただきたいと思います。実際にどのような課題等があるのか、現場に赴いて、現場の声を直接拝聴させていただきたいと考えています。

末尾となりましたが、今後とも都市農業の振興に向けて関係者の皆様の御協力をいただけますようお願い申し上げます。

【地方計画の策定状況】

(表2)

地方計画策定済み(9都府県、41市区)

(平成31年3月末日現在)

都道府県			策定年月日	概要	市区町村			策定年月日	概要	市区町村			策定年月日	概要	
関東	埼玉県		H29.3月	新規策定	埼玉県	八潮市		H31.3月	既存計画の見直し	神奈川県	藤沢市		H29.3月	新規策定	
	千葉県		H29.12月	〃		市川市		H28.3月	新規策定		厚木市		H30.3月	〃	
	東京都		H29.5月	既存計画の見直し	千葉県	船橋市		H30.2月	既存計画の見直し		川崎市		〃	既存計画の見直し	
	神奈川県		H29.3月	〃		松戸市		H31.3月	新規策定		鎌倉市		H30.7月	新規策定	
東海	愛知県		〃	新規策定	東京都	町田市		H29.3月	既存計画の見直し		横浜市		H30.11月	既存計画の見直し	
近畿	滋賀県		H30.12月	〃		国立市		〃	〃		海老名市		H30.12月	〃	
	京都府		〃	〃		清瀬市		〃	〃		平塚市		H31.2月	新規策定	
	大阪府		H29.8月	〃		昭島市		H29.11月	〃		大和市		H31.3月	〃	
	兵庫県		H28.11月	〃		狛江市		H30.3月	〃		静岡県	静岡市		H30.3月	〃
						東京都	武蔵村山市		〃		〃	愛知県	名古屋市		〃
							小平市		〃	〃	北名古屋市		H31.3月	新規策定	
							東大和市		〃	〃	大阪府	大阪市		H30.6月	〃
							板橋区		H31.3月	〃	兵庫県	神戸市		H30.9月	〃
							杉並区		H31.1月	〃		西宮市		H31.3月	〃
					世田谷区			H31.3月	〃	伊丹市		H29.3月	〃		
					三鷹市			〃	〃	福岡県	北九州市		H28.5月	既存計画の見直し	
					多摩市			〃	〃	熊本県	熊本市		H30.1月	〃	
					西東京市			〃	〃	鹿児島県	鹿児島市		H29.3月	〃	
市区町村			策定年月日	概要	市区町村			策定年月日	概要	市区町村			策定年月日	概要	
栃木県	宇都宮市		H31.3月	新規策定											
埼玉県	川越市		〃	既存計画の見直し											
	川口市		H30.3月	〃											
	和光市		H31.3月	新規策定											
	朝霞市		〃	既存計画の見直し											

生産緑地制度の活用状況

～都市農地の新たな価値の創出に向けて～

国土交通省 都市局 都市計画課 課長補佐 一言太郎

■はじめに

平成 27(2015)年の都市農業振興基本法の制定、平成 28(2016)年の都市農業振興基本計画の閣議決定、平成 29(2017)年の生産緑地法等の改正、平成 30(2018)年の都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定と、近年、都市農地を巡る法制度の改正が進められてきた。

本稿では、これらのうち国土交通省の行った制度改正について、改正後の地方公共団体の取組状況を概括するとともに、これまで生産緑地制度の導入が一部の市町村に留まっていた特定市以外の都市（以下、一般市）の取組状況を示し、生産緑地制度を中心とした都市農地の保全・活用の現在地を標すことを目的とする。

■面積要件の引き下げ

生産緑地法の改正において、以前より要望の多かった生産緑地地区の面積要件の引き下げを行った。具体的には、500㎡であったものを条例によって300㎡まで面積要件を引き下げることができることとしたものである。

併せて、都市計画運用指針を改正し、100㎡以上の農地について、同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして指定できることとした。

これらは、小規模でも身近な農地として緑地機能を発揮する500㎡未満の農地を保全すること、他の所有者の相続発生等によって営農意欲があっても生産緑地地区が解除されてしまういわゆる「道連れ解除」を防止することを目指して措置したものである。

平成 29(2017)年 6 月の施行以後、平成 31(2019)年 4 月末現在で、全国 95 都市において条例が制定されている。生産緑地制度を活用している都市が全国で 233 都市、三大都市圏特定市では 222 都市（いずれも令和元(2019)年 8 月末現在）の中で、4 割強が条例による引き下げを実施済みとなっている。

特定市の都市数を分母に、引き下げ実施済みの都市数を分子にした場合、都道府県別にみると東京都と兵庫県では 90%近い都市が条例制定を終えている。一方、茨城県、千葉県、愛知県、奈良県では 10%を切っており、地域による差が顕著に生じているところである。（図 1）

川崎市では、面積要件の引き下げによって追加指定が過去最も多くなったことが報告されている。このような追加指定に至らなかったとしても、面積要件の引き下げには、議会や首長、自治体の農政や税制などの各部局とも調整を図る必要があり、これらを通じて都市農地の保全について広く関係者と共有できるという副次的な効果も期待される。今後とも、条例の制定が進むよう各都市の取組を支援して参りたい。

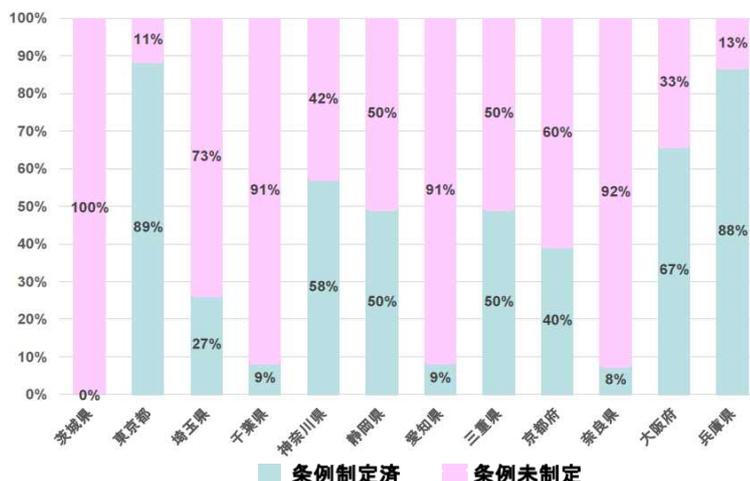


図 1: 都道府県別 条例を引き下げた都市の率 (2019 年 4 月)

■建築規制の緩和

同改正において、建築規制の緩和を行った。従来の生産緑地区域内に設置可能な施設は、農林漁業を営むために必要で生活環境の悪化をもたらすおそれのないものとして、ビニールハウスや農機具の収納施設等に限定されていた。しかし、都市内にある農地のメリットを最大限に活かし、6次産業化による収益の多角化を図るために、製造・加工施設、販売施設、レストランの設置を可能とした。

新たに追加された施設の許可件数は、令和元（2019）年8月末現在で把握している限り、直売所について1件となっている。

■特定生産緑地

全国の生産緑地面積 12,525 ヘクタールのうち、約8割を占める平成4（1992）年指定の生産緑地が、令和4（2022）年に指定後30年を迎え、買取り申出が可能となるのに対し、買取り申出の期限を10年間延長できる特定生産緑地制度を創設した。

現在、三大都市圏特定市では、特定生産緑地の指定事務が進められている。指定事務は大きく①制度周知、②所有者の把握、③意向確認、④農地等利害関係人の同意取得、⑤指定の告示という手続きを経ることになる。ただし、①と②については、都市によって順序が逆転している場合も多い。

平成4（1992）年に生産緑地を指定している都市は199あるが、そのうち①制度周知について、着手又は完了している都市が約80%、②所有者の把握について、着手又は完了している都市が約90%と

なっている。このように各都市の取組は着実に進んでいるが、未着手の都市が未だに残っており、早期の対応をお願いしているところである。また、指定告示まで行った都市が、すでに2都市ある。

特定生産緑地の指定に関する事務に関連して、国土交通省では、平成31（2019）年3月に、各都市が特定生産緑地の指定事務を円滑に行えるよう、制度の概要、手続きにあたっての考え方や取組事例を整理した「特定生産緑地指定の手引き」を公表した（<http://www.mlit.go.jp/common/001282537.pdf>）。加えて、都府県単位で市町村との対話機会を設けるなど、制度の周知、課題と対応策の共有等に努めているところである。

引き続きこれらの取組を進め、少しでも多くの生産緑地を安心して特定生産緑地に指定して頂けるよう市町村等との連携を深めて参りたい。

■特定生産緑地の事務における対応状況

特定生産緑地の事務の実態について、複数の都市にヒアリングを行い、取組の工夫や課題について把握したので、一部を抜粋して掲載する。

各都市にあっては、事務の進捗状況や生産緑地の状況に応じて、このような取組を参考に対応して頂きたい。

<市区町村の取組事例>

- ・都市計画と農政の部局が連携して説明会を開催済。JAにも協力してもらい、農家の98%が参加し残りの人にも個別に訪問した。
- ・農業委員会と連携して説明会を実施している。
- ・手続きにそごが生じないよう周辺他都市の説明会に相互に参加しあって情報交換をしている。
- ・農地の所有者は100%分かっている。100名弱が対象。すでに、約半分から特定生産緑地にするという申請書ももらっている。
- ・特定生産緑地の申請の受付期間を年2回設定する予定。
- ・60%の農家からアンケートを回収している。全部解除は3%程度である。
- ・事務量がとても多い。

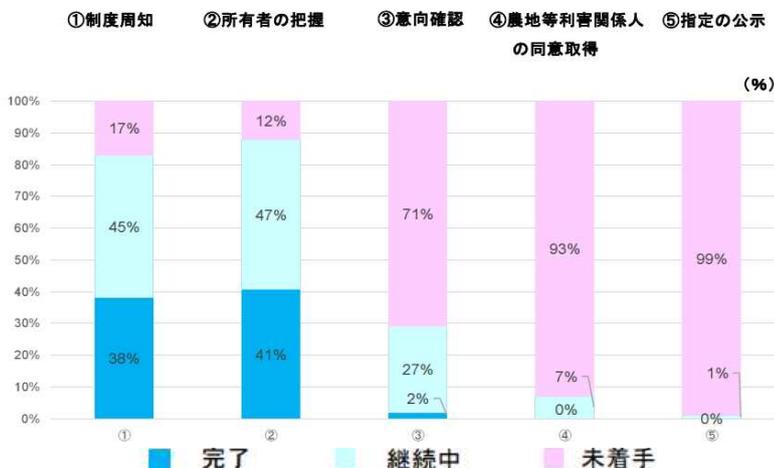


図2：特定生産緑地に係る事務の進捗状況（2019年4月）

■生産緑地制度の全国展開

生産緑地制度は、全国 233 都市で活用されているが、このうち三大都市圏特定市に該当するのは 222 都市であり、一般市は 11 都市となっている（令和元（2019）年 8 月 30 日現在）。

平成 3（1991）年の総合土地対策要綱において、住宅需要への対応のために、都市計画で市街化区域内農地を宅地化するものと保全するものとを区分することとなったエリアが、三大都市圏特定市のみであったことから、一般市では三大都市圏特定市ほどの税の差異が生じなかった。このため、一般市では、生産緑地制度の活用は進まなかった。

しかし、税額が徐々に上昇し、市街化区域内農地の固定資産税・都市計画税が宅地と差異がなくなってきたこと、都市農地の貸借の円滑化に関する法律において、貸借の対象となる農地が生産緑地に限られたこと等、一般市の市街化区域内農地で農業を行う農業者にとって、生産緑地制度への関心は高まりつつある。

また、行政にとっても、コンパクトシティを推進するに当たり、市街化区域農地が無秩序に宅地化されたり、管理放棄されたりするよりも、適切に管理されていることの方が望ましい。市街地のスプロール化や空き地・空き家の発生を抑制する観点からも、都市農地の保全が喫緊の課題となっている。

このような背景から、今般の法改正と併せて、都市計画運用指針において、「三大都市圏の特定市以外の都市においても、本制度の趣旨や、コンパクトなまちづくりを進める上で市街化区域農地を保全する必要性が高まっていることを踏まえ、新たに生産緑地地区を定めることが望ましい。」という考え方を示したところである。

■一般市における取組状況

生産緑地の指定面積は平成 30（2018）年 12 月末時点で、10 都市約 110 ヘクタールとなっており、平成 31（2019）年 4 月に大阪府島本町において新規の制度導入により 2 ヘクタール弱が指定された。また、高知県高知市では新たに生産緑地制度の導入を決定したところであり、他にも具体的な検討を進

めている都市が複数出てきている状況にある。

一般市の生産緑地のうち、約 7 割は和歌山市の指定となっている。和歌山市では、当初 30 ヘクタール程度の指定だったが、毎年追加指定を行い、現在は 80 ヘクタール弱まで増加している。

和歌山市に生産緑地制度の評価を聞いたところ、次のような意見が出ている。

- ・市街化区域内農地の急激な減少が抑制され、街中に良好な農地が保全されることで、都市環境の向上に繋がっている。
- ・固定資産税の負担が大きい市街化区域内でも農業を継続していける。
- ・立地適正化計画では、生産緑地地区を居住誘導区域に指定しないこととしている。
- ・追加指定が進むよう指定要件の緩和を実施し、乱雑な開発の抑制を図る。

国土交通省では、農林水産省の協力のもと、平成 30（2018）年度から今年度にかけて、全国すべてのブロックで生産緑地制度の説明を実施した。一般市から聞かれる生産緑地制度を導入しない理由として、

- ①市街化区域の外で十分な農業が行われており、市街化区域内に農地が必要とは思えない。
 - ②人口減少下において、農地を宅地化することにより新築住宅を供給し、人口確保を進めたい。
 - ③農家や農業団体からの要望がない。制度を導入してもやる農家があるかどうか分からない。
- といった点が指摘されることが多い。

こうした状況を踏まえ、私見を述べてみたい。①については、都市における農地は、単に農業生産の場ではなく、例えば子供たちが体験しに訪れる教育的な効果や、住宅地が高齢化する中でリタイアした方々の体を動かす機会の提供や、災害時の避難場所になる防災上の効果など、都市内における貴重なオープンスペースでもあると考えていただきたい。従来のようにこういったオープンスペースを公的に確保することが難しくなり、また所有に関わらず管理が困難になる中で、適切な管理が行われている経済性を有する私有地として確保できるのであれば、積極的に支援するべきだと考える。

また、②については、人口確保が各都市の喫緊の課題であることは理解するものの、都市の外縁部の拡大とスポンジ化の両方を誘発する可能性があり、コンパクトシティの形成による持続可能な都市経営を目指す方向に逆行するものである。

③については、多くの場合、単に農業団体・農家が知らないというケースが多い。ただし、和歌山の事例では、平成 18（2006）年に当初指定を受けた時点から、倍以上にまで生産緑地面積が拡大しており、制度導入後に希望が増えることも想定される。また、市街化区域内でしっかりと農業をやっている農業者がいるかどうか、行政側もしっかりと確認していただきたいと考えている。

なお、一般市においては平成 4（1992）年指定の生産緑地はないものの、早晚、指定後 30 年を迎える生産緑地が出てくる都市がある。こういった都市

においては、特定市と同様の手続きを進めていく必要がある。

■おわりに

都市農業振興基本計画において、都市農地は都市に「あるべきもの」へと転換された。しかし、その本質的な意味が全国にしっかりと浸透するには、まだ相当の時間とアイデアが必要であると考えている。

そのためには、緑地機能や農業生産の機能を最大限発揮するとともに、さらにマーケットや人の居住に近いというメリットをいかに最大化できるかが大きな課題になると考えている。グリーンインフラ・観光・雇用・マーケティング・チームビルディング等、様々な社会課題の解決や新しい価値の創造を図ることのできる土地利用として、その可能性を引き続き模索していきたい。



「いきいき都市農業」の推進 ～静岡市都市農業振興基本計画の概要～

静岡県静岡市 経済局農林水産部農業政策課 主幹兼係長 水嶋成彦
主任主事 田代貴久



1 はじめに（市のあらまし）

静岡市は、平成 15 年 4 月に旧静岡市と旧清水市が合併して誕生しました。

平成 17 年 4 月に政令指定都市に移行、その後、平成 18 年 3 月に庵原郡蒲原町を編入、平成 20 年 11 月に庵原郡由比町を編入し、現在に至ります。

温暖な気候に恵まれ、北は南アルプスから南は駿河湾に至るまで、豊かな自然環境を有しながら、古くから今川氏や大御所時代の徳川家康公の城下町として、独自の文化や産業を育み発展してきました。

農業は、茶、柑橘など樹園地農業を主体に、野菜、花きの施設栽培等が盛んに行われています。

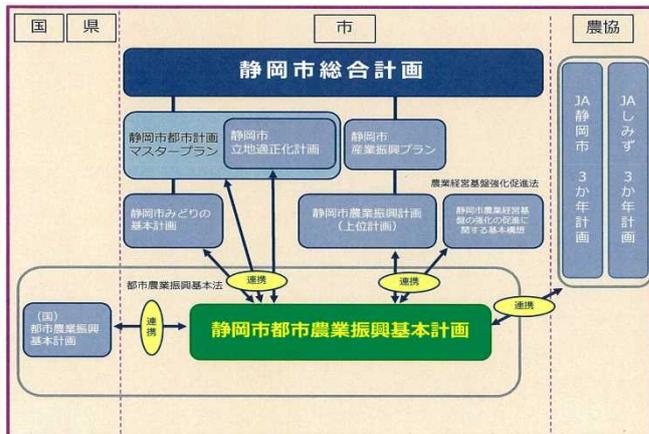
など各種計画との整合と農業者、農業関係団体を含めた関係者と計画で定める理念や方向性の共有を基本としました。

基本計画では、都市農業の対象区域を「都市計画区域のうち市街化区域内」、都市農業の対象区域の農地を利用して営農活動を行う農業者を「都市農業者」と定義しました。

計画期間は、平成 30 年度（2018 年度）から令和 4 年度（2022 年度）までの 5 年間とし、社会情勢の変化などにより新たな対応が必要となった場合には、その時点で所要の改正を行うこととしています。

表 1：都市農業振興基本計画の位置づけ

<p>【人口】 総数 702,395 人 世帯数 315,788 世帯 (H30.12.31 現在)</p> <p>【面積】 1,411.83 km² (H30.10.1 現在) 東西 50.62 km 南北 83.10 km 都市計画区域面積 234.83 km² (H30.3.31) 市街化区域面積 104.74 km² (H30.3.31)</p> <p>【気象】 年間平均気温 16.8℃ (最高 38.0℃ 最低 2.9℃) 年間降水量 2,108.0 mm 年間平均湿度 64% 年間日照時間 2,325.0 時間 (平成 29 年)</p>
--



2 計画策定にあたり

静岡市では、都市農業振興基本法（平成 27 年 4 月 22 日法律 14）第 10 条の規定に基づき、「静岡市都市農業振興基本計画」（以下、「基本計画」という。）を、平成 30 年 3 月に策定しました。

基本計画は、都市農業の振興に関する各種施策の基本となる計画であるため、市総合計画をはじめ、市農業振興計画、市都市計画マスタープラン

3 計画策定体制

策定にあたり、農業者（都市農業者、農業委員）、関係団体（JA、県）及び市の農業、都市計画、税の部局職員からなる「静岡市都市農業振興基本計画策定協議会」（以下、「策定協議会」という。）を、平成 28 年 11 月に設置し、平成 30 年 3 月までの間に 7 回、検討会を実施しました。

策定協議会における検討と並行し、外部の有識者や消費者団体へのヒアリングも併せて実施する

とともに、平成 29 年 10 月から 11 月に、パブリックコメントを実施し、市民の皆様の意見公募をしました。

4 都市農業の状況

農家の状況については、市全体の総農家に占める販売農家の割合は 53%で、このうち市街化区域内に居住する販売農家の割合は 17%でした。

市街化区域内農地を使用している認定農業者の意向調査では、過半の者が後継者に経営を引き継ぐ意向が示されました。

農地の状況については、市全体の耕地面積に占める市街化区域内農地（生産緑地を含む）の割合は 11%で、市街化区域に占める市街化区域内農地（生産緑地を含む）の割合は 5%でした。

表 2：総農家数の推移

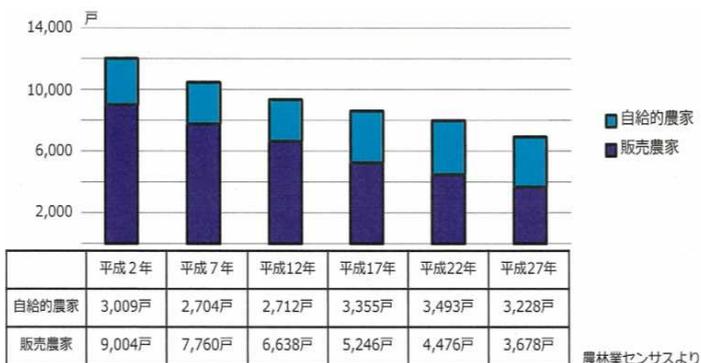


表 3：農家の内訳

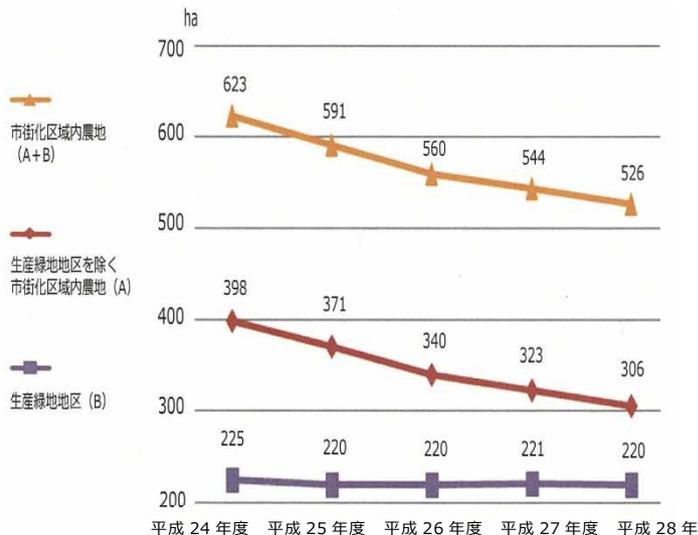
	葵区	駿河区	清水区	計
市内総農家数(戸)	2,876	1,210	2,820	6,906
市街化区域内に住所を有する農家(戸)	666	878	1,073	2,617
販売農家(戸)	279	372	530	1,181
自給的農家(戸)	387	506	543	1,436

平成27年農林業センサスより

表 4：耕地面積の推移



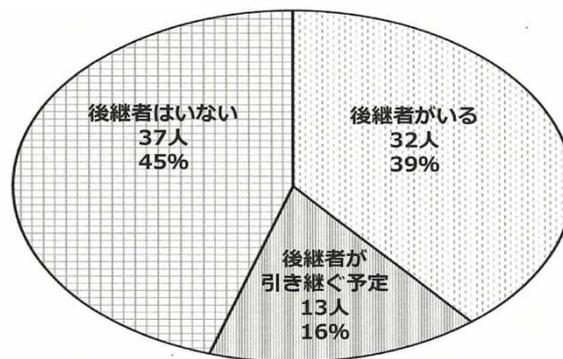
表 5：市街化区域内農地面積の推移



(市街化区域内農地面積)

平成 24~28 年度 固定資産概要調査・生産緑地地区の指定状況

表 6：後継者の有無



市内の認定農業者のうち、市街化区域内農地を利用している 82 名の回
平成 28 年 10 月実施 (静岡市農業政策課)

(補足) 管内 J A の取組み

管内 J A の J A 静岡市では、平成 13 年に地域農業の振興と農家、地域住民と J A との信頼関係を構築し、将来に渡り生産者と消費者に支持される施設として、直営のファーマーズマーケット「じまんいち」の整備計画を策定、同年 12 月に 1 号店「あさはたじまん市」を開設しました。

現在、市内で 5 店舗を設置し、特に市街化区域内の店舗における販売実績が好調です。

また、出荷会員数も正組合員の 13%に達し、組合員の重要な販売(出荷)先に成長しており、生産者と消費者双方の期待が増し、果たす役割が大きくなっています。

5 都市農業の課題

これまでの経緯や現況を踏まえ、課題を整理すると、次の5つの事項となりました。

- ①生産供給力の向上
- ②担い手の確保・育成
- ③都市農業と地域住民の共生
- ④都市農地が有する多様な機能の発揮
- ⑤まちづくり計画との整合

6 目指す方向性

都市農業者と地域住民は、それぞれの立場で都市農業との関りを持ち、それぞれが豊かになる仕組みを作り、都市農業を未来につなげていくための方向性を次のとおり整理しました。

＜大切な視点＞

◆顔の見える農産物づくり～消費者目線によるものづくり～

◆地域資源としての農地の活用～地域住民に恵みをもたらす農地活用～

＜将来像＞

◆農業者と地域住民が支えあう元気な“しずおか都市農業”～地産地消の推進と都市農地が有する多様な機能の発揮を通じ、都市農業者と住民がともに豊かさを享受し、未来につなぐ～

7 基本方針と施策展開

都市農業の目指す方向性を実現するため、次の基本方針と施策展開を定めました。

＜基本方針Ⅰ＞都市農業者がいきいきと活躍できる取り組みの推進～持続可能で元気な都市農業を確立するために～

＜施策展開＞

- (1) 生産振興及び担い手の確保・育成
- (2) 高付加価値化及び6次産業化の推進
- (3) 優良農地の確保と利用推進

＜基本方針Ⅱ＞地域住民が都市農業を身近に感じられる環境づくりの推進～地域住民が都市農業を理解し、その価値と魅力を共有できるように～

＜施策展開＞

- (1) 都市農業に対する理解の促進（農好市民の育成）

(2) 地元農産物に関する情報の発信

(3) 都市農地が有する多様な機能の発揮

8 施策により期待される効果

都市農業の振興

・収穫直後の農産物が店頭に並び、新鮮な農産物がいつでも手に入ります。

・地産地消レストランや農園カフェなど6次産業化が進展します。

→市民生活満足度のアップ

・地域住民が農業体験できる機会が増え、心身の健康を増進します。

→健康・長寿のまちづくりの推進

・緑地が住環境などに好影響を与え、良好な都市空間を形成します。

→地域住民に安らぎ、潤い、活力を供与

・都市農業者と地域住民が“農”を通じ、良好なコミュニケーションを構築します。

→“農”から始まる未来につながる人づくり

暮らし続けたい静岡市の実現

人口減少の抑制

9 目標指標

施策の展開にあたり、都市農業者（生産者）の生産や販売の視点と、地域住民（消費者）の農業に対する期待や関心の視点の両面から、都市農業の振興を図るため、2つの目標指標を設定しました。

＜目標指標Ⅰ＞

市内ファーマーズマーケットにおける都市農業者1人あたり平均売上金額 \geq 143万円※

※平成28年度の管内2農協が運営するファーマーズマーケットにおける市街化区域に住所を有する農業者1人あたりの平均売上金額

＜目標指標Ⅱ＞

農産物を購入する際に市内産であることを意識している市民の割合 \geq 30%※

※平成28年度の「地産地消に関する市民意識調査」結果+8%

10 農業者・住民・JA・行政の役割と連携

都市農業者

- 地域住民に地元産の新鮮で安心・安全な農産物を安定的に生産・供給する。
- 都市農業・農地の果たす多面的な機能を活かした
 - ・ 農業体験機会の提供
 - ・ 農業知識の伝授
 - ・ 地域住民との交流
 - ・ 地域の環境に配慮した生産活動

地域住民（都市住民）

- 都市農業及び都市農地が貴重な地域資源であることを認識する。
- 地域の中に都市農地を積極的に位置づけ、多様な機能を持つ都市農地を介した
 - ・ 地元産農産物の積極的な購入（地産地消の推進）
 - ・ 都市農業者との交流
 - ・ 農作業体験などへの積極的な参加
 - ・ 農作業における異臭や作業音への理解

連携

農業協同組合など

- 国・県・市などと協力・連携し、都市農業者の営農意欲の向上に向けた取組み。
- 都市農業者への営農指導や研修の実施、都市農業者同士の交流を促進するネットワークの強化。
- ファーマーズマーケットの更なる振興を図るとともに、イベントなどの開催による地域住民との交流の場の提供。

県・市（行政）

- 都市農業の積極的なPRを実施するとともに、都市農業者に対する支援の実施。
- 都市農業に関する的確な情報提供の実施。
- 技術的・財政的な支援の実施。
- 各補助事業の効果的な活用を支援。
- 施策の実施後に適切な評価、検証を行い、着実にフィードバックすることで、新たな施策への反映に結び付ける。

11 おわりに（現在の取組み）

基本計画策定を受け、本市では平成30年度から「いきいき都市農業推進事業」を市単独の補助事業として実施し、基本計画で定めた都市農業の目指す方向性の実現に努めているところです。（参考）令和元年度予算額27,000千円

「いきいき都市農業推進事業」の概要

市街化区域内農地で農業を営む方を対象に、生産・出荷調整・加工販売などの農業経営に必要な施設整備、農業用機械の導入に必要な経費の半額（上限30万円で1経営体あたり年1回限り）を補助する制度

（補助を受けることができる方は、静岡市内に住所を有し、居住する農業経営主で、市街化区域内の農地（借地でも可）で営農活動を行い、かつ、前年の農業収入が50万円以上ある方）

堺市の都市農地保全にかかる取組み ～広がる生産緑地活用・市民農園の展開～

大阪府堺市 都市計画課 羽間 真一
農水産課 竹平 和司



1. 堺市の概要

堺市は、大阪府中央南西部に位置し、大阪市の南側に隣接する都市で、人口は約 83 万人、面積は約 149 km²となっています。

明治 22 年に市制施行後、昭和 30 年代中頃までに 13 次にわたる周辺市町村との合併を行いました。また平成 17 年の美原町との合併後、平成 18 年 4 月に全国で 15 番目に政令市へ移行しました。

今年度、市制施行 130 周年を迎えるとともに、7 月には本市が有する百舌鳥古墳群（図 1）が、古市古墳群とともに大阪初となる世界文化遺産に登録されることが決定しました。



図 1 市街地に広がる百舌鳥古墳群

堺市の発展経過は、長い歴史の中で培われてきた文化や伝統、現代の都市化の中でも守り育まれてきた時代のなごりを通して知ることができます。古くは、5 世紀前半に築造された世界最大級の陵墓である仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群や、中世では良港を擁し、朱印船貿易など海外貿易の物資集散地の拠点として栄えた港、また徳川家康時代の江戸幕府により基盤目型に区割り整備された環濠都市などがその一例です。一方で、

天正の大火、大坂夏の陣、第 2 次世界大戦などにより、幾度も焦土化を経験していますが、その都度再生を果たしてきました。堺市はこのような歴史の上に、近代から現代にかけての新たな都市化が重なってまちが形成され、現在に至っています。

2. 堺市の生産緑地

①生産緑地地区の指定状況

令和元年 9 月現在、本市では市街化区域面積の約 1.4%にあたる約 155ha、824 地区の生産緑地を指定しており、府内市町村で最も多くの生産緑地面積を指定しています。

平成 3 年の生産緑地法改正後、平成 4 年度に約 124ha、663 地区の当初指定を行ない、平成 6 年度以降は、毎年追加指定等を行っています。

生産緑地地区の面積及び地区数は、平成 12 年の市街化区域拡大による増加（約 55ha）や、美原町との合併特例措置の期限となる平成 22 年の駆け込み申請による増加を除き、地区数、面積ともに減少傾向となっています。（図 2）

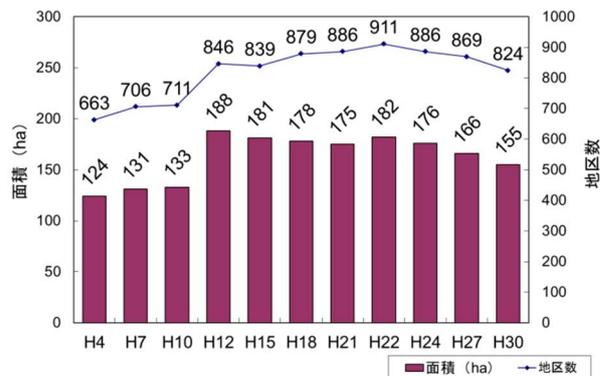


図 2 生産緑地地区の面積及び地区数の推移

②上位計画での位置づけ

緑と水などの空間は、自然環境だけでなくレクリエーションや防災等多様な機能を有し、日常の快適性ととも、人々の生活に密着した役割を發揮するものです。

堺市都市計画マスタープランでは、このような都市の貴重な財産である緑や自然環境の保全・回復を図ることとしており、生産緑地については、市街地における緑地機能や防災機能など、多面的な機能を効果的に發揮させるため、保全・活用を図るものとして位置づけています。

③生産緑地の役割

平成 30 年度における生産緑地及び非生産緑地(※)の面積は、平成 18 年度に比べ、非生産緑地は約 85ha 減少しているのに対して、生産緑地は約 23ha の減少にとどまっています。このことから、生産緑地の指定は、農地の減少抑制に一定の役割を果たしているといえます。(図 3)

※非生産緑地：市街化区域内に存する生産緑地以外の農地

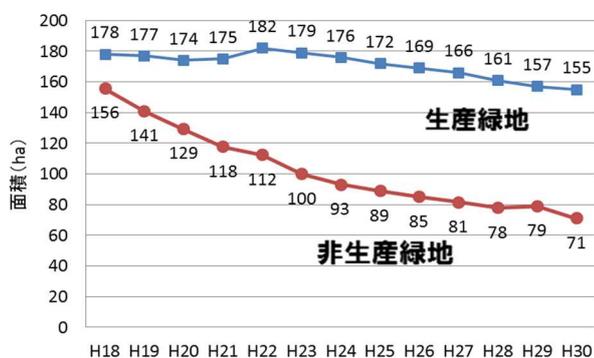


図 3 生産緑地及び非生産緑地の面積の推移

3. 法改正等への対応

①条例の制定

本市では、平成 29 年の生産緑地法改正を踏まえ、都市農地が有する緑地機能、防災機能等の多面的な機能の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に資するため、平成 30 年 7 月に「堺市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」を制定し、面積要件を 300 m²以上に引き下げました。

②指定及び廃止の基準の制定

法改正に伴い都市計画運用指針が見直されたことを受けて、「堺市生産緑地地区の指定及び廃止に関する基準」を定め、本市における農地の一団性の考え方、過去に農地転用の届出が行われたものや買取り申出等で生産緑地を廃止したものの指定の考え方を明確にしました。

農地の一団性の要件については、これまでどおり物理的に一体的な地形的まとまりを有する農地(300 m²以上)であることとしています。

また、過去に農地転用の届出が行われたものについては、農地台帳に登載されるなど将来的に営農継続が確認できる場合に指定可能とし、また買取り申出が行われたものについても、申出時と所有者が異なる場合などに指定可能としています。

③特定生産緑地制度の周知及び指定受付

特定生産緑地制度は、営農や相続に大きな影響を及ぼします。また、指定後 30 年を経過する日(申出基準日)までに指定を行う必要があります。そのため本市では、特定生産緑地制度のリーフレットを作成し、生産緑地の所有者へ送付するとともに、市ホームページや広報紙等に掲載するなど周知に努めています。

令和 4 年度に指定後 30 年を迎える生産緑地は約 80ha(本市生産緑地の半数以上)ありますが、今年度から、これらの所有者を対象に 3 年間の指定の受付期間を設け、指定希望申出や相談の受付を行っています。

平成 27 年の都市農業振興基本法制定以降、都市農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」と転換され、生産緑地法等の改正や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行など、農家を取り巻く環境は大きく変わりました。

特定生産緑地制度や指定要件の緩和などについて周知するとともに、生産緑地の貸借制度についても関係機関と連携・協力し、都市農地の保全に努めていきたいと考えています。【都市計画課】

4. 堺市の農業概要

農業センサス（2015）によると、本市の農業就業人口は1,471人、総農家数2,566戸、販売農家数は794経営体、販売農家の経営耕地面積は793haとなっています。農家1戸あたりの経営耕地面積に換算すると、約30aという零細規模の農業経営です。

このような中、水稲作では自家消費米の米単作農家が多くみられますが、一部ではオペレーターによる農作業受託も行われています。野菜生産では都市立地の優位性を生かし、しゅんぎく・こまつな・ほうれんそう等、いわゆる軟弱野菜の集約的高度輪作栽培や、ビニールハウスによるトマトなど果菜類の栽培などが行われています。平成29年の農業産出額は34.7億円で、大阪府全体の357億円のうち9.7%を占めており、府内で第1位を誇っています。

5. 堺市農業振興ビジョン

本市では平成29年に、今後10年間の農業振興の指針として第3期となる「堺市農業振興ビジョン」（以下、ビジョン）を策定しました。

次の10年間は、少子高齢化と人口減少、米価の下落や国内外の産地間競争など、さらに不安要素の拡大が見込まれることから、本市農業は、経済面においては生産力や販売力、ブランド力などの強い農業づくりや、生活や環境面においては農空間の価値を市民一体となって維持活用する取組が必要であると考えています。

そこで、第3期のビジョンでは、『堺の「おいしい・楽しい・美しい」をつくる都市農業』をスローガンに掲げ、次の3つの姿を10年後の本市の将来像としました。

- I 地域経済へ貢献する農業
- II 市民の暮らしを豊かにする農業
- III 都市の環境を支える農業

また、その実現のための戦略として以下の5つの戦略を設定しています。

- 戦略1 堺農業を支える担い手の育成
- 戦略2 堺産農産物の市内流通・消費の拡大

戦略3 農業を活かした連携による産業育成

戦略4 市民の暮らしに農業を活用

戦略5 農空間の保全と有効活用の推進

6. 堺市における市民農園の展開

①ビジョンにおける市民農園の位置づけ

ここからは、生産緑地の具体的な活用方法の一つとして、本市における市民農園に関する取組を紹介합니다。

本市が行った調査では、農業者からは市民農園等の拡充や、子どもが農とふれあい、食について学ぶ機会の推進が求められていることが分かりました。そこでビジョンにおいて、戦略4「市民の暮らしに農業を活用」の中の取組として「市民が農業に親しむ機会の増加」を掲げ、民間による市民農園等の開設・運営の促進を図ることとしました。農業者による市民農園の開設の他、NPO法人や企業等への農地の紹介などにより、民間による市民農園等の取組を拡大することとし、年間3園の開設を目標にしています。

②市民農園の開設状況

堺市の市民農園は、34件あり、市が設置したものの（市民農園整備促進法によるもの）が1件、特定農地貸付法によるものが13件、その他20件あり、区画数で約1,600区画、面積で約5haあります。このうち、市街化区域に10件、区画数で約400区画、面積で約1haありますが、特定農地貸付では生産緑地における開設はありません。（令和元年8月1日現在）

これまででも、生産緑地で市民農園を開設したいという声はありましたが、相続税の納税猶予を受けているため市民農園にできないケースが多くありました。また、これまで本市の市民農園は中区や南区など農地が多いエリアでの開設が多い反面、農園利用希望者は北区や堺区などの市街地に多いという需要と供給のミスマッチがあるため、南区の市民農園では農園利用者が少なく、空き区画が多いという状況が見られます。（図4）

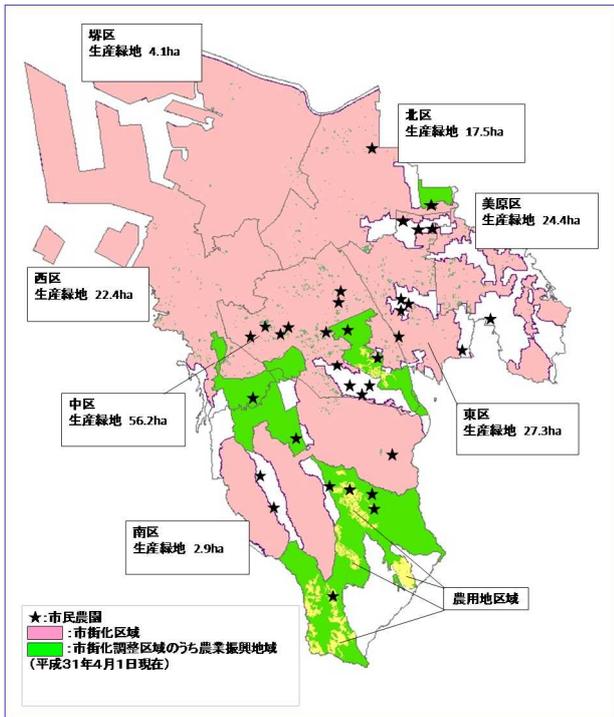


図4 市民農園の開設状況

③市民農園開設支援

前述のとおり、第3期ビジョンにおいて、本市では民間による市民農園等の取組を拡大することとしています。具体的な施策としては、市民の余暇活動、学童の情操教育の場として、土と自然に親しみ、農業体験を通じて農業理解と農地の遊休化を防止し、都市農業と市民のふれあいを推進することを目的とした、「堺市市民農園開設事業」を実施しています。本事業では、開設者に対して、市民農園開設に必要な、給排水設備、小農具、農具倉庫の整備等に係る経費のうち3分の2以内を補助しており、例年1～3件の開設を支援しています。

開設に向けた相談を受けている中で、農地所有者が高齢により今後営農を継続することが難しくなり、市民農園開設を希望するというケースが多くあります。そのような相談を受けた場合には、運営者となる開設主体とのマッチングを行います。この他、開設主体となる法人が農地を調査したうえで市民農園開設に関するポスティングを行い、開設につながるケースもあります。

④新法制定への対応

今回、新たに「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が制定されたことを受け、本市では平成31年4月から「堺市市民利用型農園の開設に関する要綱」を新制度に合わせて見直すなど、必要な改正を行いました。

この要綱等は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第2条第2項に規定する特定農地貸付け、又は「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」第10条に規定する特定都市農地貸付けにより、本市の区域内において市民利用型農園の開設をしようとする場合における手続きや、開設及び管理運営等について必要な事項を定めたものです。さらに、相続税の納税猶予を受けるために必要な規程を貸付協定に盛り込むなどの見直しも行いました。

今回の法改正により、生産緑地である農地を貸借しても、税制上の特例を受けることができるようになりました。すでに納税猶予を受けている場合だけではなく、これから納税猶予を受ける可能性がある場合にも、市民農園を開設できるようになったことで、都市農地を活用する選択肢が広がりました。昨年末からこれまでの間、生産緑地の市民農園開設に関する相談が5件あり、そのうち2件が開設に向けて具体的に動き出している状況です。

7. 生産緑地における市民農園への期待

また、本制度が活用されることで、農園利用希望者が多い市街化区域内で市民農園が増加し、市街地内に良好な緑地が維持・活用されることにより、農地の持つ多面的機能がより一層発揮されることを期待しています。

生産緑地が指定から30年を迎え、所有者が市町村に買取り申出ができるようになる、いわゆる2022年問題に直面しています。この新法による都市農地の貸借が円滑にすすめるよう、行政としてもしっかりと内容を整理し、開設に必要な手続きや支援策など、市民にわかりやすいスキームを構築することで、都市農業に相応しい農地活用を推進し、ビジョンに示した本市農業の将来像の実現につなげていきたいと考えています。

【農水産課】

東京の新規就農と都市農地貸借円滑化法

—東京NEO-FARMERS!の軌跡と

生産緑地での新規就農者の誕生—

一般社団法人東京都農業会議 業務部 松澤龍人



■はじめに

2018年9月1日に都市農地貸借円滑化法が、9月5日には生産緑地法施行規則の一部改正が施行され、現実的に生産緑地の貸借が可能になったことで市街化区域での非農家出身者による新規就農（以後、新規就農）が可能になりました。

■東京の都市近郊で初の新規就農者が誕生—2009年3月

東京都内では、これまで山村（檜原村・奥多摩町）や島しょ地域（伊豆・小笠原諸島）を除くと都市近郊の市街化調整区域のみが現実的に貸借が可能で農地面積が僅少であることなどから、長年「東京では新規就農はできない」といわれてきました。

このようななか、一般社団法人東京都農業会議（以下、東京都農業会議）の相談活動を通じ、2009年3月に瑞穂町農業委員会より農地のあっせんを受け、都内初（島しょ地域除く）の新規就農者が西多摩郡瑞穂町に誕生しました。初の新規就農者となった井垣貴洋・美穂夫妻は、現在も瑞穂町で農業に専業で取り組んでいます。（写真）



都内初の新規就農者の井垣貴洋・美穂夫妻

■都内で新規就農を支援するシステムがスタート

その後、青梅市・あきる野市で市街化調整区域の農地を借りて新規就農する者が誕生するなか、2012年1月に東京都農業会議が事務局を務める東京都担い手育成総合支援協議会に新規就農経営計画支援会議が設置されました。これにより都内の認定農業者宅等で研修を受けた新規就農希望者が、農地のあっせんを受ける前に経営計画等について東京都の農業関係者から助言を受けることができる機会を得ることになりました。

この仕組みは、現在では東京都の独自の新規就農のシステムとして定着をし、2019年8月時点で個人と法人をあわせ67経営体がこの支援会議を通じ新規参入をしています。

■東京NEO-FARMERS!の誕生

都内で4人ほど新規就農者が誕生した頃から、新規就農者や瑞穂町の若手農業者などで集まり、いわゆる飲み会を開いていたことが発展し、月1回は集まろうと、2011年4月頃から毎月、月例会と称し、酒を肴に集まるようになっていました。

都内の新規就農者や希望者の多くは20才～30才代であり、この会合は回を追うごとに同世代の参加者が増えはじめ、そのうち仲間どうしでマルシェなどを開くようになってきたこと等から「名前をつけよう!」という話しが持ち上がりました。そこで、参加者の案によりこの会合（新規就農者+新規就農希望者+その応援者の集まり）を「東京NEO-FARMERS!」と名付けることにしました。

名前を付けると面白いもので、多くのところからお声かけをいただくようになりました。そして、スーパーマーケット「いなげや」の2店舗で東京NE

O-FARMERS!の常設の売場が設置され、同社による野菜の買取りがはじまりました。また、最近では、サラダバーをメインとした都心立地型のレストランチェーン「シズラー」への共同出荷がはじまっています。

月例会は、2011年4月以降、今でも継続して毎月欠かさず開いています。(写真)



東京NEO-FARMERS!の月例会にて

■都市農地貸借円滑化法が施行

そして、ついに2018年9月1日に都市農地貸借円滑化法が施行されました。

東京NEO-FARMERS!の研修メンバーの中には、以前より市街地での農業に大きな魅力を感じ、法施行を目論み、生産緑地を借りて新規就農をすることのみを目指している者がいました。

■全国初 生産緑地を借りての新規就農者が誕生! ー東京都日野市

・はじめての試みにしてあまりにも高いハードル

川名桂さん(27)は、東京大学農学部を卒業後、都外の農業法人に就職をし、その後、新規就農を目指し実家のある都内の日野市に戻りました。そして清瀬市の認定農業者で施設トマト栽培を手掛ける関健一さん(36)の関ファームで働きはじめます。

関健一さんの勧めもあり、関ファームで働くにあたり、将来の新規就農の相談にと東京都農業会議を訪ねてきました。川名さん自身、施設栽培のトマト生産にずっと携わってきたことから、独立してトマトの施設栽培をはじめたいこと、さらに東京NEO-FARMERS!のメンバーとして話していくう

ちに、どうやら市街化区域で新規就農をしたいと思っていることがわかってきました。

その頃、相続税納税猶予制度の改正や新たな法律の施行により現実的に生産緑地が借りられるようになるという話しは聞こえはじめていたものの、農地が僅少な都内では、たとえ市街化調整区域であっても、農地を長期間借りて大がかりな施設を建てるといった就農は皆無です。ましてや生産緑地でなると頭を抱えました。

生産緑地は、所有者に相続が発生すると、相続税納税猶予制度の適用を受けるという選択肢があるものの、一方でその相続人は相続税納付等のために生産緑地の一部は行為制限を解除して売却せざるを得ない状況になることがあること、さらに2022年には都内にある生産緑地の8割以上が事由を必要とせずに行為制限の解除ができるという事態が迫っています。

ただ、川名さんには「自分が育ってきたような街なかにある大切な生産緑地が年々消えゆくのをただ見ていたくない」「市街地での農業しか自分の思い描く農業はできない」といった強い思いがあり、自分も徐々にその考えに共鳴していくようになっていました。

・多くの理解者があらわれる

様々な手を尽くしてきたものの、当然ながら、うまく進まず、生産緑地の新規就農に向け本格的に始動したのは、やはり都市農地貸借円滑化法が施行された2018年9月からでした。

この間、数多くの都内の区市の農業担当課や農業委員また農業者の方々がこの挑戦を前向きに受け止めてくれて、応援をしてくれました。

特に、都市農地貸借円滑化法が施行されてから間もないうちに「川名桂さんなら生産緑地を長期間貸してもよい」といったとてもありがたい提案してくれた農業者の方もいました。

・生産緑地を借りた新規就農が実現!

そのようななか、日野市在住の川名さんが最も就農を希望していた同市の都市農業振興課の方々が懸命に生産緑地を探してくれて、現在川名さんが借り受けている生産緑地の所有者である平清さん(72)

にたどり着きました。

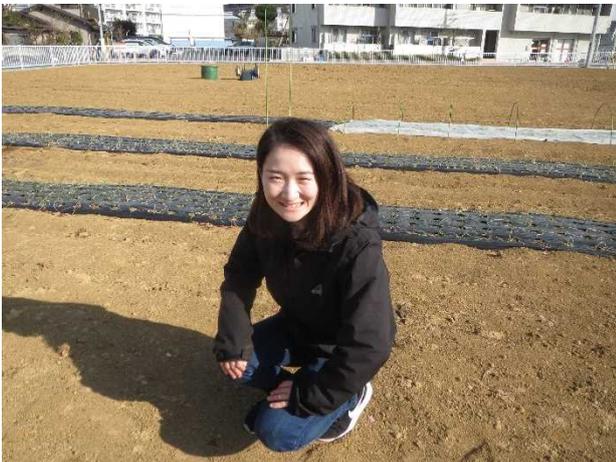
平さんは、すぐに川名さんの挑戦に理解を示し、ぜひ応援したいと次のびっくりするような提案を申し出てくれました。

○賃料は東京都全体の平均額とする

○川名さんが安心して施設栽培ができるよう貸借の期間を30年間とする

ここに全国ではじめて、生産緑地を都市農地貸借円滑化法により借り受け新規就農する者が誕生しました。

さらに当初は10アール程度の貸借でしたが、川名さんが構想しているトマト栽培施設の設置に面積若干が足りないことから、隣接する生産緑地10アールも平さんが快く同条件で追加し貸してくれることになりました。



全国初の都市農地貸借円滑化法での新規就農 川名桂さん
(借り受けた生産緑地にトマトの栽培施設を導入していく計画をたてている)

■あらためて生産緑地での新規就農を考えてみる

あらためて生産緑地での新規就農を考えてみると、メリットとして以下が挙げられます。

○農地やインフラ（水など）が整備されている

○地産地消により地元の消費者等によく野菜などが売れ、多くの販売チャンネルが持てる

○農業ボランティア等の協力が得やすい

その一方で、

○住宅地に囲まれた農地故の特有の配慮（農地の周辺も含めた適正な畑管理・作業時の騒音等）

○家賃や駐車場等が高めである

ということ等があります。

そのなかで、特に最も留意しなくてはならないこと

は「生産緑地を長く借り続けられるのかどうか」ということです。新規就農者にとって、耕作する農地を失うということは、失業することを意味します。生産緑地は地価が高額で購入は現実的ではなく、相続等が発生するとその相続人は住宅用地等として売却せざるを得ない状況に迫られることもあります。

生産緑地を借りて新規就農をするにあたっては、事前に貸付者とその家族等とは相当立ち入った話しをせざるを得ません。「相続等も考慮して長期間貸し続けてもらえるのでしょうか」といったことです。

■東京都小平市でも新規就農者が誕生

そうした意味では、川名桂さんに続き都内で生産緑地を借りて2019年4月に小平市で新規就農した大原賢士さん（26）も、すばらしい出会いをしたひとりです。

大原さんは、港区という都心で育ちながらも、幼い頃から農業という職業に憧れ、都立の農業高校、農業関係の短期大学と進み、社会人となっても、高校時代の仲間と東京野菜を扱うマルシェなどに参加していました。

就農の決心を固めた4年ほど前に「農業がしたい」と東京都農業会議を訪ねて来ました。そこで都内の新規就農が現実的な瑞穂町に転居をし、農業の研修を受けることを勧めました。

その後、瑞穂町の満天ファームで研修を受け、東京NEO-FARMERS!のメンバーとして付き合いながら、瑞穂町での就農に向けて話しを進めていましたが、研修から2年を過ぎたあたりに、大原さんより「そろそろ独立したいが、諸事情により小平市に引っ越すことになったので、そこで新規就農を目指したい」との相談を持ちかけられました。小平市の農地はすべて市街化区域にあり就農には生産緑地を借りるほかありません。「厳しい選択ではないか」と現状を鑑みてアドバイスをしましたが、都市農地貸借円滑化法の施行が見込まれることから、時間がかかってもアルバイトで資金を貯めながら待ちたいとの大原さんの強い意志を受けて、長期戦で望もうということになりました。

ところが驚くことに、しばらくすると「小平市で生産緑地を貸してくれる人がいる」との連絡が入り、詳細な話し合いが必要なため、生産緑地で農業を営む岸野昌さん（56）に会いにいきました。すると岸野さんは「大原さんがマルシェをしているときからの顔見知りで、彼のような若者に生産緑地を貸して一緒にやっていきたい」と話します。さらによく伺うと、「生産緑地はまだ先代の名義だが今後ずっと生産緑地を残したい。息子がもし引き継ぐのなら、同世代でもある大原さんと一緒に農業をしてもらいたい考えだ」といいます。

長期的な展望で生産緑地を借りられること、そして転居先の近くに岸野昌さんがいたということが、正に奇跡といえるのではないのでしょうか。

大原さんは、他の所有者からも生産緑地を岸野さんと同様に無償で借り受け、2019年4月から合計約40アールの生産緑地で露地野菜生産をスタートさせています。



小平市で新規就農した大原賢士さん(左)とその挑戦に理解を示しバックアップする岸野昌さん(右)

■都内の都市農地貸借円滑化法による貸借の状況

2018年9月1日に都市農地貸借円滑化法が施行されてから2019年7月1日までの10ヶ月の間での都内の生産緑地の貸借等は、①市民農園の開設が23件で約4ヘクタール、②農業者等への貸借が26件約7ヘクタールとなっています。

法施行前は、ややもすれば市民農園や他業種からの参入が多く占めるのではないかといった見方があったかもしれませんが、東京都農業会議での相談活動などから、都内では今後とも農業者等との貸借

が多く占めていくのではないかと個人的には感じています。

さらに、賃貸借（有償貸借）では「相続があったときに遺族に生産緑地を返還する」といった契約が法律上できず、都内での農業者への貸借は使用貸借（無償貸借）が主流となっています。ただし、それは一方で借り受ける側からすると不安定な貸借の状況であるともいえるかもしれません。

農業者等への貸借には、市街化調整区域で新規参入した者や法人が借り受けているケースも複数あります。そして東京NEO-FARMERS！の研修メンバーで、今年度中にも新たに生産緑地を借りて新規就農する見込みの者もいます。

■これからの都内における新規就農

都内の市街化調整区域で新規就農者が誕生して10年。生産緑地での新規就農というこれまでは考えられないことも実現するようになりました。

ただし、都内の新規就農においては、今後とも市街化調整区域が中心であり、新規就農者による生産緑地の貸借は、規模拡大のためといったケースが主体となるのではないのでしょうか。

やはり、生産緑地の貸借は相続等を考慮すると「いつか返すことにはなるのでは」といった不安がついてまわることになります。その点でいえば、川名佳さんが賃貸借で30年借り受けたということは奇跡に近いことだったかもしれません。

それでも農地が僅少な都内においては、新規就農できる機会が増えたことも事実です。

もちろん農業という職業、特に新規就農については、収益面や取り巻く環境を考えると、とても厳しいものであるといわざるを得ません。

しかし、多くの若者が農業という職業に真摯に向きあい、目を輝かせる姿をみると、農業の魅力や未来を感じずにはいられません。

新規就農は本当に多くの方々の理解と関係者の支援が不可欠です。今後、東京NEO-FARMERS！のメンバーがその気持ちに応え、自分の農業をどのように描いていくのか、引き続き温かく見守っていただければ幸いです。

都市農家と都市農地の行方 —都市農地貸借法の制定を受けて—

東京大学大学院農学生命科学研究科 教授 安藤光義



1. 都市農地を巡る近年の制度改正

人口減少社会に転換した現在、都市の縮退に伴い、空き家も急増し、コンパクトシティ化を如何に進めるかが課題となっている。大局的にみればこれ以上の農地転用は不要であり、それどころか使いようのない宅地を農地に転換していくべき時代になっているのではないだろうか（注1）。

そのため2015年に都市農業振興基本法が制定されて「農地は都市にあるべきもの」となり、翌2016年には都市農業振興に関する計画策定の努力義務が自治体に課せられることになった。都市農業に対する自治体の姿勢が問われている（注2）。

2017年には改正生産緑地法が成立する。主な改正点は、①生産緑地の面積要件が300㎡まで引き下げられると同時に「道連れ解除」も防止されるようになったこと、②生産緑地地区内の行為制限が緩和され、直売所や農家レストラン等の設置が可能になったこと、③指定後30年を経過した生産緑地は10年更新を可能とする特定生産緑地制度が創設されたことの3点である。小面積の農地でも生産緑地に指定し（①）、生産緑地継続のハードルを下げ（③）、食農ビジネスの展開によって都市農家が存続できるようにしたということである（②）。生産緑地は1993年には1万5千haあり、20年以上が経過した今も1万3千haをキープしているが、30年を経過した途端に解除申請が急増し、都市の貴重な緑が激減してしまうのではないかとという危機感が改正の背景にあった。これが2022年問題と呼ばれるものである。

都市農業にはさらなる追い風が吹く。

市街化区域内は農業経営基盤強化促進法の対象外のため、制度的に「農地を貸すと相手が返すというまで返ってこない」状況に置かれていた。これでは農地の貸借は進まない。そこで2018年に都市農地貸借法（都市農地の貸借の円滑化に関する法律）が成立し、生産緑地の賃貸借に法定更新と解約制限が適用されないことになった。これは市民農園などへの貸付を促進することにつながる。高齢化や後継者不在で農地を耕すことができなくなった都市農家には朗報である。

加えて2018年の税制改正では、市町村長の認定を受ける等要件を満たす生産緑地の貸借に対して相続税納税猶予制度が適用されるようになった。都市農地の存続に最大の貢献をしてきた相続税納税猶予制度が貸付農地に対しても適用されることの意味は極めて大きい。これまでは農家が自ら耕さなければならなかったが、農地を貸しても都市農地が残る道が開けたからである。

こうした一連の制度改正を受けて都市農家、都市農業、都市農地がどのような方向に向かうのかを考えることにしたい。

2. 相続税納税猶予制度の効果と限界

三大都市圏特定市の都市農家は多額の相続税に悩まされており、相続が発生する度に農地を切り売りして相続税を捻出せざるを得ない状況にある。農地については相続税納税猶予制度があり、この制度を使うことでかなりの節税となるが、家屋敷地や農業用施設用地、山林には適用されないため都市農地を維持するのには限界がある。

路線価が 20 万円/㎡の地域の都市農家の事例を具体的に考えてみよう(注 3)。この価格は都区部であれば決して高くない。農地も宅地もこの路線価で相続税評価を行うことになる。

(1)相続財産

①畑 50a : 相続税評価額は 10 億円だが、仮に農業投資価格を 100 万円/10a とすると相続税納税猶予を受ければ 100 万円×5=500 万円となる。

②家屋敷地 10a : 2 億円(建物価格は 0 とする)

③青空駐車場 10a : 2 億円

(2)法定相続人 : 妻・長男の 2 人

(3)遺産分割 : 妻が家屋敷地、長男が畑 50a と青空駐車場 10a を相続する。

遺産総額は 14 億円 (=10+2+2)、基礎控除額は 4,200 万円 (3,000+600×2 (法定相続人数)) なので課税対象額は 14 億円-4,200 万円=13 億 5,800 万円となる。相続税額は妻、長男とも 3 億 145 万円 (=13 億 5,800 万円×1/2(法定相続分)×55% (税率) -7,200 万円(控除額))で計 6 億 290 万円になる。相続税額は取得した遺産の金額に応じて按分するので、妻は 6 億 290 万円×2/14=8,613 万円、長男は 6 億 290 万円×12/14=5 億 1,677 万円となる。妻は配偶者控除があるので無税だが、長男は 30a 近くの畑を売却することになる。

これに対して畑 50a 全てに相続税納税猶予を受けると、遺産総額は 4 億 500 万円となり、基礎控除額 4,200 万円を除いた 3 億 6,300 万円が課税対象額となる。相続税額は妻、長男とも 5,560 万円 (=3 億 6,300 万円×1/2×40%-1,700 万円)、計 1 億 1,120 万円になる。計 5 億円近くの節税となる相続税納税猶予の効果は絶大である。相続税は累進課税なので税率が下がっている点も注目される。

だが、長男は 5,629 万円 (=1 億 1,120 万円×2.05/4.05)の相続税のため駐車場 10aのうち3割程度は売却しなければならず、不動産賃貸業収入は 3 割減となるだろう。畑 50aも終生営農となり、不動産賃貸業用の宅地 7aで今後やっていけるかどうか。農地は残せても不動産賃貸業が縮小するので家としての存続が難しくなる可能性が高い。

そこで畑 50aのうち 10aは相続税納税猶予を受けな

いしよう。そうなると畑の相続税評価額は 2 億 400 万円 (=2 億円+100 万円×4)となる。以下、同様の計算を行うと、遺産総額 6 億 400 万円から基礎控除 4,200 万円を差し引いた 5 億 6,200 万円が課税対象額となり、相続税額は妻、長男とも 9,945 万円 (=5 億 6,200 万円×1/2×45%-2,700 万円)、計 1 億 9,890 万円となる。相続税納税猶予の節税効果は 4 億円強と大きい。それでも長男の相続税額は 1 億 3,304 万円 (=1 億 9,890 万円×4.04/6.04)となる。相続税納税猶予を受けなかった 10aの畑のうち 3 分の 2 近くを売却して相続税を支払うことになることが予想されるのである。また、次の相続で 5 千万円近くの相続税が発生するので、残りの畑もなくなるだろう。

この最後の事例が現実的だと考えるが、このように相続税納税猶予制度の適用を受けたとしても多額の相続税を支払うため都市農家は農地を切り売りせざるを得ず、都市農地は減っていくことになる。相続税納税猶予制度は都市農地の保全に大きな貢献をしているものの、農地以外は対象となっていないため、このような限界を抱えているのである(注 4)。

3. 都市農家と都市農地の行方

都市農家は生産緑地あるいは特定生産緑地の指定を受けることで、農地に対して相続税納税猶予を受けることが可能となる。その効果は 2 の試算にみるように大きい。将来のことを考えれば、可能な限り多くの農地を生産緑地に指定し、相続税納税猶予を受けることが理にかなっている。

問題はそうした意思決定を農家がするかどうかである。家の後継ぎが全く農業をしておらず、後継ぎの次の世代も農業をする可能性がなければ、農地を残すというインセンティブは働かない。そうした農家は常に一定の割合で存在しており、都市農家と都市農地は消えてきた。都市農家に農業を続けてもらえるかどうかは都市農地の存続がかかっているのである。

しかし、今回の制度改正は新たな道を開いた。相続税納税猶予は自作が原則だが、貸付を前提にこの制度の適用を受ける可能性を農家に与えたからである。こうした事態を税務当局がどう考えるかという問題は残されているが、近隣住民や都市計画サイドからすると貴重な農地

の存続という便益を引き続き享受することができるようになるし、人口減少社会において無用な開発の抑制にも繋がるはずである。

だが、貸付けることを前提に生産緑地の指定や相続税納税猶予の適用を受けるには、農地を確実に借りてくれる相手が不可欠となる(注 5)。この条件が満たされれば両制度の適用を受ける農地は増え、農業後継者がいない場合でも都市農家の農地は残る可能性は高まることになるのではないだろうか。これまでは都市農家と都市農地の運命は一体不可分だったが、都市農地貸借法の制定によって、都市農家が農業をしない単なる農地保有世帯となったとしても都市農地が存続する可能性が出てきたということである。

4. 都市農家存続のための方向

農業に積極的な都市農家の育成・確保が都市農地の保全にとっての基本となる。農地を守る力が大きいのはやはり農業専門的な農家だからである。

都市農家が農業経営として生き残っていくためには地の利を活かした事業展開が有効である。宅配や庭先での直売を始め、観光農園、体験農園などが近年増加傾向にある。都市農家の経営面積の拡大は難しく、農地を借りても零細な経営耕地の分散に悩まされるため小規模でも成り立つような経営を考えなくてはならない。それには農産物を生産するだけでなく、直接販売を始め、様々な工夫が求められ、その結果、経営の多角化が追求されることになる。

東京都では所得目標 1000 万円、600 万円、300 万円と目指すべき水準に応じた農業経営のモデルを提示している。多くの都市農家は不動産賃貸業を兼営しているため、必ずしも農業だけで生計を立てる必要はないことが、農業経営にこうした裾野の広さを与えていると考えられる。そして、少しでも多くの都市農家に農業を継続してもらうことで、より多くの都市農地を残していくことが可能になるという効果を期待することができるのである。この東京都の経営モデルをみると「学校給食」、「体験農園」、「観光農園」、「摘み取り」など都市農家ならではの事業が掲げられている。ブルーベリーの観光摘み取り園、烏骨鶏との複合経営などは最近のトレンドを示している。

このようなタイプの経営にはハウスはもちろん、直売施

設、体験農園施設、予冷库、防鳥網などのへの投資が必要となる。制度改正を受けて生産緑地の賃借で新規就農を希望する人たちにもこうした施設は不可欠であり、それに対する補助が考えられてもよい。また、都市での新規就農者が直面する課題として農作業場の確保がある。農地を借りることはできても家まで借りることはできず、アパート暮らしのままでは、農作業の準備や収穫物の選別作業を行うためのスペースや農機具の保管場所などがないからである。この問題への手当ても必要となる。

5. 育成が求められる都市農地の受け手

今回の一連の制度改正を活かすという意味からも、今後は都市農地の受け手となる多様な主体の育成が求められる。ここでは3つの可能性を示してみよう。

1つは価値観の変化に伴う「耕す市民」の増加を受けた市民農園や体験農園の開設の推進である。2018 年 3 月末時点で市街化区域内には 1,290 の市民農園があり、そのうち 176 は生産緑地にある(農林水産省「都市農業をめぐる情勢について」2019 年 5 月)。相続税納税猶予適用生産緑地の市民農園への提供の増加が期待される場所である。また、これまで市民農園開設者は地方公共団体経由で農地を借りる必要があったが、農地所有者から直接農地を借りて貸付方式の市民農園を開設することが可能になったことも追い風となるだろう。今後は企業・NPO 等による市民農園の開設が増加する可能性がある。立地条件に優れた都心部の農地での事業展開や、利用者を惹きつけるきめ細かなサービスの提供によって、通常の市民農園や体験農園よりも高額の利用料金を設定できれば、この事業領域で企業の参入も進むかもしれない(注 6)。就農支援講座を開講する市町村や農協も増えており、これも「耕す市民」の増加に貢献している。

もう1つが農福連携であり、特に社会的農業(ソーシャルファーム)と呼ばれる事業が注目される。農福連携はブームだが、その本質は、農業が有する教育機能を活かしながら、社会的な弱者の居場所を創造していくという点にある。例えばインクルーシブな社会を目指すドイツでは、依存症は体験と仕事を通じてのみ克服できるものであり、農業分野での就労はその支援に適しているという考え方の下、かつて依存症を克服した人々が、依存

症を克服しようとする人々を支援する農場が展開している(注 7)。ドイツの社会的農業を実践している農場は日本からすると桁違いに大規模であり、それをそのまま移入することはできないが、弱者の居場所、社会復帰の場という考え方は学ぶところが多く、農地を活用して、そうした拠点を都市に設けていくのは1つの重要な選択肢である(注 8)。自ら耕すことのできない農地はもとより、空き家・空き地の利用方法としても検討されてよいように思う。

最後は農協が出資した農業生産法人等による農作業受託や農業の直営である。実際、担い手不足が深刻化する中山間地域ではそうした経営が展開しているところもある。都市農家を組合員とする都市農協でも、受け手のいない農地について何らかの直接的な対策を講じる必要が出てくるのではないかと考える。組合員のニーズに応えるために取り組む農協が出てくることを期待したいところである。最後の農地の受け皿として農協のバックアップが受けられる体制が整えられれば、都市農家も安心して特定生産緑地の指定と相続税納税猶予の適用を受け、多くの都市農地が残る方向に向かうのではないだろうか。

(注 1)東京都は農家が所有する宅地や雑種地の構造物を解体・整備し、優良農地を創出する取組を支援する「農地の創出・再生支援事業」を 2018 年度から実施している。農地利用に必要な整備後、8 年間の活用を義務づけるとともに生産緑地への指定を奨励しており、駐車場が畑に戻るなどの実績をあげている。

(注 2)JA 全中による自治体を対象とした市街化区域内農地に関するアンケート調査(「市街化区域内農地等に関する自治体調査」2017 年 3 月)によれば、生産緑地の追加指定を認めていない三大都市圏特定市の自治体は、調査票を回収した 184 のうち 127 と 69.0%にのぼる。実に7割の自治体が生産緑地の追加指定を受け付けていない。総じて都市化がそれほど進んでいなかったところほど追加指定を行っていないようだ。こうした開発優先のマインドから都市計画から自治体が脱却できるかどうか全ての出発点となる。

(注 3)小規模宅地等の減額特例や地積規模の大きな宅地の評価などによって相続税評価額を下げられる可能性もあるが、ここではそうしたことは一切考慮していな

い。相続人も被相続人の妻と長男の 2 人だけ、預貯金や証券、アパートやマンションもない非常に単純な事例である。

(注 4)相続税納税猶予制度があったとしても農地以外の土地資産が大きくなると、その節税効果に限界が生じて農地を処分せざるを得ず、都市農家としての存続が危うくなってしまふのである。もちろん、それが不動産賃貸業の拡大によるものであれば仕方がないが、首都圏では平地林を所有している場合もあり、また、家屋敷地も広いことから困難な状況を抱えている農家が少なくない。その実情については、安藤光義「都市農家の現状と都市農地の行方」『都市問題』第 106 巻第 6 号(2015)を参照されたい。

(注 5)この場合、貸し手にとっては相続税の節税だけで十分巨額であり、固定資産税も僅かなので、また、農地を荒らすことが許されない貸し手の立場を考えると借り手市場となることが予想され、貸し手に対して支払う地代は、相当に低い水準に落ち着くと考えられる。そのことは、本稿の最後で触れる多様な主体の経営にプラスに働き、そうした主体と都市農地とのマッチングにもプラスに作用するだろう。

(注 6)例えば(株)マイファームの取り組みはそうした可能性を感じさせてくれる。西辻一真『マイファーム：荒地からの挑戦―農と人をつなぐビジネスで社会を変える―』学芸出版社(2012)、西辻一真「耕作放棄地の再生から「自産自消」の社会へ―「マイファーム」の挑戦―」曾根原久司ほか『農業再生に挑むコミュニティビジネス』ミネルヴァ書房(2015)などを参照のこと。

(注 7)こうしたタイプの農場はドイツ国内に 100 以上ある。ドイツの社会的農業については飯田恭子「ドイツの農福連携とインクルーシブな社会の構築」『農村と都市をむすぶ』第 69 巻第 6 号(2019)を参照されたい。

(注 8)オランダではケアファームが展開している。ユトレヒト市では NGO 団体が都市公園 70 a をコミュニティガーデンとして賃借し、様々なボランティア団体と連携してケアファームを運営している。植田副司・坂本清彦「オランダのケアファーム」『農村と都市をむすぶ』第 69 巻第 6 号(2019)を参照されたい。

都市農業と農福連携 ～見えてきた課題と今後の取組～

NPO法人HUB's 林 正剛

1. 福祉制度の変遷と見えてきた農福連携の課題

福祉施設で実施される就労支援の目的は、障害が理由で働きたくても一般就労が難しい障害者に対し、本人の希望や能力に合わせた仕事を提供し、一般就労を目指せるように訓練を実施することです。

就労支援では、地域のニーズや障害種別に合わせ、さまざまな仕事が行われており、パン菓子製造、お弁当や総菜製造など食品関連事業のほか、木工、縫製などの事業は、福祉施設オリジナルの製品を生み出していることから自主事業と呼ばれています。その他、地域にある公共施設のトイレ清掃、公園の除草、製造関連企業からの機械部品や段ボール組み立てなど役務と呼ばれる仕事もあり、農業もそのひとつに数えられます。

福祉施設では、仕事以外に余暇支援というプログラムを取り入れているところも多くあります。この余暇支援では、福祉施設を利用する障害者のレクリエーションとして、お祭りや旅行などさまざまなイベントが実施されており、地域との交流やコミュニケーション能力の向上など、社会生活を送るための大切な役割を果たしています。

さて、福祉施設における農業は、近年の農福連携の広がり以前より就労支援と余暇支援の両方において行われてきました。

就労支援としての農業では、農作物の生産から加工まで、農業に関連したさまざまな仕事が障害者に提供されています。生産された農作物や加工品は、施設店舗や移動販売、地域の直売所や道の駅で販売され、その収入が工賃として障害者に支払われています。

一方、余暇支援での農業は、レクリエーションの一環として、福祉施設の敷地内に家庭菜園的に整備された農地で行われ、収穫物は福祉施設の給食の食材として使われるなど生産活動の楽しさや収穫した農作物を食べる喜びを分かち合うといった意味合いが強くあります。

近年、農業は障害者の身体的、精神的リハビリ効果があるということが報告されるようになりましたが、農福連携が広まる以前から福祉施設では、レクリエーションや仕事として取り組む中で、障害者が自立した日常生活や社会生活を送る上での農業が持つ大きな役割を学んでいました。

さて、このように福祉施設において就労支援と余暇支援によって長年行われてきた農業ですが、国の障害者福祉制度改革によって少しずつその役割が変わってきたと考えられます。

そのきっかけとなったのが、障害者の地域生活と就労を進めることを目的に平成18年(2006年)4月に施行された障害者自立支援法です。

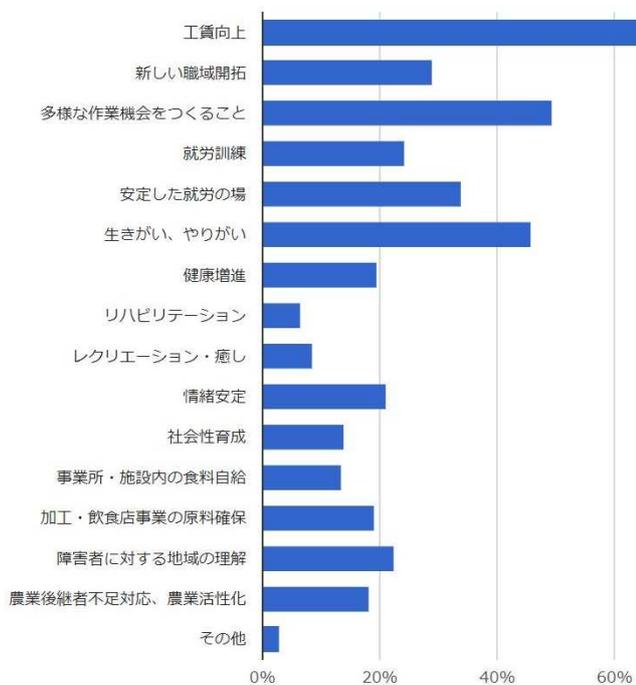
障害者自立支援法の特徴のひとつは、障害者の就労支援の強化です。これまで、身体機能の維持や自立生活の支援がおもな目的であった施設の体系から障害者の一般就労への移行を促進させることを目的として、就労継続支援事業や就労移行支援事業の新しいサービス体系が創設されるなど、働く意欲と能力のある障害者が一般企業などで働けるようにサポートする制度が充実されました。

障害者自立支援法では社会的自立を促すとともに経済的にも自立する目的が明確となり、特に就労継続支援B型施設では、作業の対価として支払われる工賃の支払額の報告や年度毎に工賃の水準

を設定した「工賃向上計画」を提出することが都道府県から求められることになりました。

この制度改革による就労支援の強化が、福祉施設の支援のあり方として、障害者の一般就労促進や工賃向上の取り組み意識に変化を与え、就労支援における農業への取り組みの変化のきっかけを生みました。意識の変化が伺える資料として、NPO法人日本セルフセンターが平成25年(2013年)に関係する組織の会員を含めた福祉施設を対象に実施したアンケート調査(注1)があります。

アンケート調査の報告では、「今後の展望、取り組みの意向」として農業への期待について、複数回答の項目のうち「工賃向上」は全体の64.1%と最も多く、「レクリエーション・癒し」の回答は10%以下という調査結果が出ています。



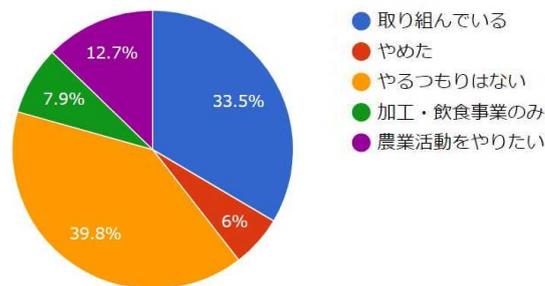
農業への期待 | 複数回答 N=343

しかし、「農業活動の効果」として工賃の変化については、「変わらない」という回答が52.8%で半数以上を占め、農業で収益を上げて行く難しさが表れています。

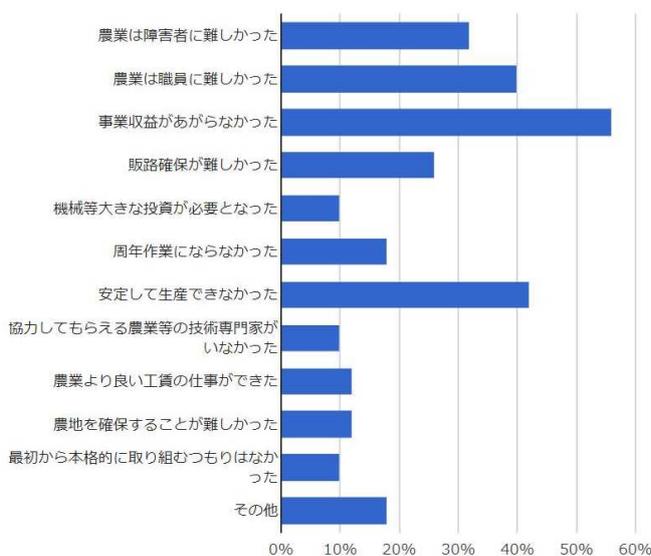
そして工賃の変化について「向上した」との回答からは、農業活動開始時期から5年以上である

こと、加工や飲食事業の6次産業化によって収益を上げていることが結果として出ており、工賃向上のためには長期的に取り組み、6次産業化も視野に置いて収益を確保する視点が必要不可欠なことがわかりました。

また、「農業活動の取り組み状況」のうち6%に「農業をやめた」との回答があり、その理由については、複数回答のうち「事業収益が上がらなかった」が全体の56%と最も高く、農業を就労支援として実施するにあたっては、収益を重視していることが表れています。

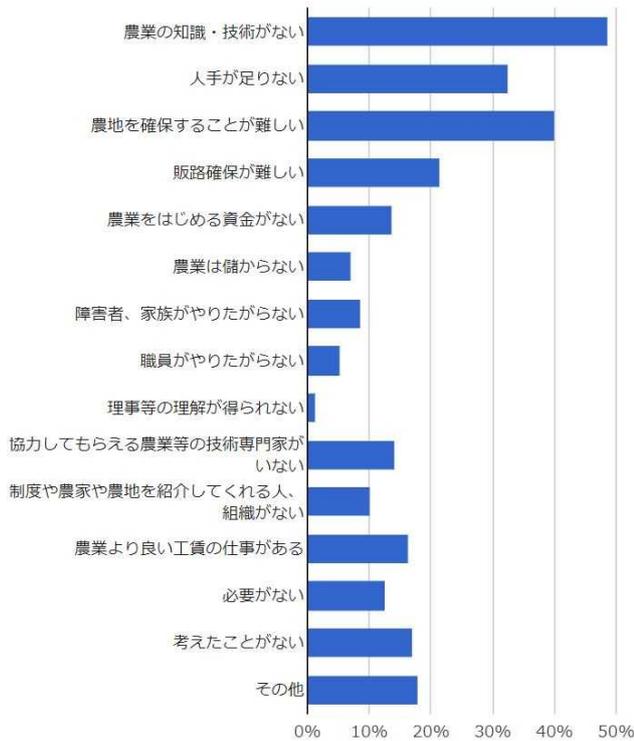


農業活動の取り組み状況 | N=832



農業をやめた理由 | 複数回答 N=50

さらには農業に取り組んでいない理由として、複数回答のうち「農業の知識・技術がない」が48.7%あり、収益事業にするためのノウハウや技術の習得の難しさを感じていることがうかがえます。



農業に取り組んでいない理由 | 複数
回答 N=503

このように福祉施設では、以前から農に親しみ農業に取り組んできましたが、今後は長期的に工賃向上が図れる収益事業にすることが課題となっています。

2. 農山村地域における農福連携の広がり

近年の農山村地域における農業には、従事者の高齢化とそれともなう耕作放棄地拡大の問題があります。

この問題の背景には、天候による収入の不安定さに加えて長時間労働、肉体労働などにマイナスなイメージがあり、農業への就労が敬遠されていること、さまざまな産業で人手不足の状況において給料や待遇面で条件のよい仕事内容が好まれていることが一因となっていると考えます。そして、若者は条件の良い仕事が多くある都市部に出てそのまま利便性が良い都市部に定住することも多く、その結果、農山村地域は若い労働力を都市部に奪われ、農業の衰退がますます加速していくこととなります。このように多くの問題を抱える農山村地域では、農福連携の取り組みによる問題解決が

期待されています。

たとえば、高齢農家の担い手不足の問題には、障害者が福祉施設の就労支援による訓練の一環として農家の作業の手伝いに行く施設外就労を実施したり、耕作放棄地の拡大の問題には、福祉施設が農地を借りて農業を始めたりするなど、国によるさまざまな施策の後押しもあって成果が少しずつ表れています。また、農家が生産した農作物と福祉施設の食品加工設備をマッチングした6次産業化の取り組みは、規格外や余剰の農作物を使った新商品の開発や地域の新しい特産品の開発につながる取り組みとして期待されています。

これらの具体的な事例については、平成31年(2019年)に農林水産省から報告されている「農福連携の取組実践事例集」(注2)において全国各地の農福連携の先進モデルとして紹介されています。事例集では特に農山村地域における農福連携の取り組み事例が数多く紹介されており、農業が抱える問題の解決に農福連携が果たす役割を知ることができます。

3. 都市部における農福連携の課題

事例集からは農山村地域のさまざまな事例について知ることができる一方、都市部には、企業が障害者を雇用する特例子会社の設立により、農業をする事例はありますが、農山村地域のように農業従事者の高齢化や担い手不足の本質的な問題に取り組む特徴的な事例はあまり見られません。

都市部で農福連携が広がっていない理由としては、周辺で市街化が進み農地面積が狭く、そもそも人手を必要とする作業が少ないことや経営規模が小さいため農業所得が低く作業賃を支払う余裕がないなどが考えられます。また、農地の土地価格が高いため、福祉施設が農地を所有したり借りたりする事例もあまりないと考えられます。

農山村地域の農家の高齢化は、後継ぎがいないことで耕作放棄地が拡大するという問題につながりますが、都市部の農家は、廃業しても土地を活用してアパートなどの不動産経営につながる可能性があるため、問題意識が根本的に違うというこ

とも考えられます。

一方、福祉側の事情としても、農山村地域と違い都市部には多様な商工業種があり、どの産業も人手不足という現状において選択肢が多くある中、農業が就労支援として注目されにくくなっていることが考えられます。

耕作面積が狭く経営規模が小さい農家が多い都市部では、農福連携の導入を検討するようなメリットが見出せておらず、福祉施設でも農業が就労支援として有効であると感じることも少ないことが、農福連携の広がりが感じられない理由だと思われる。

都市部における農福連携は、農山村地域とは異なる問題についてあらためて調査し、都市部の農家の現状に合わせた視点で取り組める農福連携の具体的事例を作ることが課題となります。

4. 今後の農福連携の課題への取り組みに向けて

農福連携は、農業と福祉が分野を超えて連携し、人材の交流や知識の共有を行うことで働く場所や人材の確保につなげ、互いに生まれた多くの利点を地域の活性化に結びつけていくことを目的に、農林水産省と厚生労働省が連携するプロジェクトとして、両省の大臣が出席するキックオフイベントが平成 27 年（2015 年）6 月 22 日に農林水産省で開かれました。

プロジェクトは全国に展開され、前述のように、農山村地域では農業と福祉施設の課題がマッチして多くのモデルが生まれてきた一方、都市部では地域事情により、連携の難しさがあることが見えてきました。

しかし、都市部には購買意欲のある消費者層が多く暮らしていることを利点にして、たとえば、農家の農作物を利用した農家レストランや直売所を福祉施設が経営するなどの方法もあり、アイデア次第では都市部の事情に合わせた農福連携の展開方法はまだまだあると考えます。

また、近年、国際社会共通の目標で、経済成長を続けながら地球環境を守り、人々が人間らしく暮らしていくための社会づくりを 2030 年までに

達成する「持続可能な開発目標（SDGs）」という考えが広がっています。これは、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた社会を目指す持続可能な発展という課題に対し、健康と福祉、教育、働きがい、住みよいまちづくりなど 17 の項目を 2030 年までの達成目標にしている、企業や自治体を中心に取り組みが広がっています。

農福連携は、国の重要施策においても SDGs に関連して取り組まれることが盛り込まれており、これからの持続可能な社会づくりにおいて重要な課題となって行くことが考えられます。

地域の実情やその時の社会情勢に柔軟に対応して連携の方法や形を多様に変え、課題解決にむけた取り組みを生んでいくことが、これからの農福連携に求められていることであり、農業と福祉それぞれの強みを生かした農福連携は今後もさらに多様に展開して行くことでしょう。



キックオフイベント

（注 1）農林水産省「都市農村共生・対流総合対策交付金」補助金事業における NPO 法人日本セルフセンター報告資料『「農」と福祉の連携ねっと』より (<https://aw.selpjapan.net/>)

（注 2）農林水産省「農福連携の取組実践事例集」(<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/kourei-53.pdf>)

—NPO法人HUB'sについて—

農福連携で障がい者に働きがいのある仕事と魅了を生み出すNPOです

事業内容

- ①農福連携事業化アドバイス
- ②新規プロジェクト企画、立ち上げ支援
- ③障がい者の就労や雇用に関する相談支援
- ④研修講師、会議のファシリテーター
- ⑤イベント企画（福祉施設視察やマルシェなど）をしています

農業と福祉の連携による共生社会づくり

～農業・農作業の多面的機能を活用した 新たな農福連携の取組について～

滋賀県 農政水産部 農政課

1 「滋賀県都市農業振興計画」における新たな農福連携の取組の位置づけ

滋賀県では、都市農業振興基本法に基づく地方計画である「滋賀県都市農業振興計画」（以下「計画」）を平成30年12月に策定しました。

これまで滋賀県の都市農業は、京阪神等消費地に近い立地条件や都市部と農村部が近い特性を生かして展開され、農産物直売所等を通じて地元の消費者へ新鮮な農産物を供給するなどの役割を果たしてきました。

「計画」の策定に当たり県内で実施したアンケート調査では、都市農地の宅地化を希望する農業者と、できるだけ農地のまま残しておきたい農業者の割合が拮抗している（図1）一方、消費者の大半は農地を残すべきと考えている結果が得られました（図2）。

すなわち、このアンケート調査により、大半の消費者は、都市農業の多様な機能がもたらす効果を評価しているが、都市農業者の半分近くは、

都市農地を「宅地化したい」と考えていて双方にギャップがあることが推察されました。

「計画」は、このギャップを埋めるべく、都市農業振興基本法で示された、都市農地を「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと転換する考え方に基づき、農産物を供給する機能に加え、都市農業が持つ多様な機能の発揮を通じて農業者と都市住民が共存する「環境共生型の社会」を実現し、滋賀県の都市農業を将来につなげていくことを目的に策定しました。

この「環境共生型の社会」の実現を目指すため、「計画」の中では振興施策の方向の一つに「福祉・医療など様々な分野と連携した心身機能の回復などの農業・農作業が持つ多面的な機能に着目した取組の推進」を位置付けています。

以下、本稿では、滋賀県における農業・農作業の多面的機能を活用した新たな農福連携の取組の概要について紹介します。

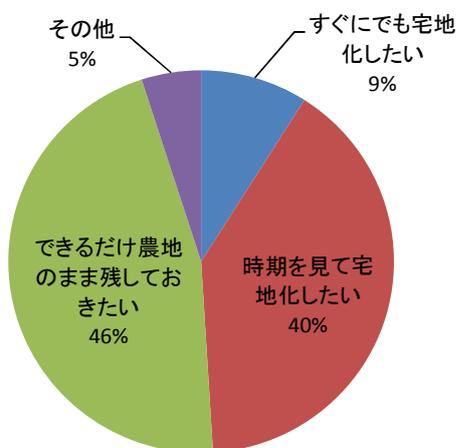


図1 所有農地の今後

「都市農業振興に関するアンケート調査」
（滋賀県農政水産部農政課調べ）
○調査対象：市街化農地を所有する農業者 計93名
○調査実施日：平成29年7月1日～30日

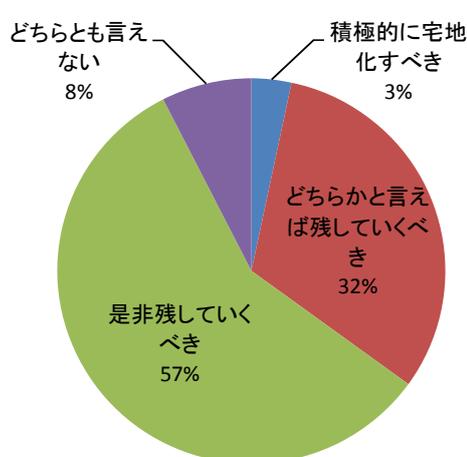


図2 市街地にある農地に対する考え

「都市農業振興に関するアンケート調査」
（滋賀県農政水産部農政課調べ）
○調査対象：大型量販店（彦根市内）の来訪者 計115名
○調査実施日：平成29年7月1日

2 滋賀県の農福連携の取組

滋賀県の農福連携の取組は、平成 29 年度から、農政水産部と障害福祉分野が連携し、働き手が不足する農業分野と、障害のある方の職場開拓を課題とする障害福祉分野の双方の課題解決として取り組んでいます。これまで、庁内外の推進体制の整備や啓発セミナーや研修会（写真 1）の開催、協働プラットフォームによる意見交換、「しがの農福通信」や農福連携事例集（写真 2）の作成、農福連携モデル事業所の認定、農作業受委託による農業者と福祉事業所等のマッチングに取り組んできました。

県内では、農業者による障害者雇用や農作業の福祉事業所等への委託、福祉事業所等の農業への参入などの取組が行われており、その中から、6 次産業化への発展や耕地面積の増加、障害者の継続的な就労につながるなどの好事例も生まれています。（表 1）



写真 1：ジョブコーチ向け研修会において、水耕栽培に取り組む福祉事業所を見学（H29.10.24）



写真 2：農福連携事例集（H31.3 発行）

表 1：県内の農福連携の取組事例

事業者名	取組内容
働き教育センター甲良（甲良町）	J A 東びわこから事業所の場所の提供を受け、連携して訓練・実習・地域交流等の就労支援事業を実施。J A 東びわこ退職者を指導員として雇用し、農業技術の実践的指導等を行う。
特定非営利活動法人縁活おもや（栗東市）	B 型事業所。自然栽培で稲作、野菜、いちじくを栽培。収穫した野菜を中心にレストランの営業にも取り組む。
有限会社シオールファーム（甲賀市）	直売所や加工施設、レストランまで手がける大規模農家。H28 年に特別支援学校の卒業生を新卒で正社員として採用し、継続雇用している。
農業生産法人永源寺マルベリー（東近江市）	耕作放棄地を活用し、桑や明日葉といった薬用作物を有機農法で栽培。地域の高齢者を多数雇用し、市内の福祉事業所にも作業を委託している。

そして、令和元年度からは、農業と障害福祉以外の他分野との連携による持続可能な社会づくりへのさらなる貢献に向けて、これまでの取組に加え、「共生社会」の視点で新たな取組をスタートさせておりますので以下に紹介します。

(1) 医療・介護分野における農作業活用の地域実事例の発信と実践研究の実施

農作業は、レクリエーション活動や治療、地域生活へ移行するリハビリテーションの手段の一つとして、医療機関や介護事業所を利用している方々の心身機能の回復や生活の質の向上に効果があると言われています。そして昨今、リハビリテーションには、身体機能の向上だけでなく、「心身機能」「活動」「参加」の要素にバランスよく働きかけ、日々の生活範囲の拡大や地域交流、就労など社会につながることが強く求められてきています。そこで、高齢者の自立支援や重度化予防を図るため、県内の医療機関や介護事業所における農作業の活用状況を調査し、その課題等について、研究するとともに、実践事例集により広く周知してい

きます。また、この調査結果に基づき、通所介護事業所等からモデル事業所を選定し、農作業をリハビリテーションの手段として効果的に活用するための実証研究を行っていきたいと考えています。

(2) 農業で地域の子どもを応援しようプロジェクト

県では、子どもたちを孤立させず地域ぐるみで見守り育てていく、「子ども食堂」の取組を広げています。今年度からは、農業者等を子ども食堂とつなぎ、滋賀ならではの農産物や食文化の魅力を子どもたちに伝え、豊かな食体験による食育や農業体験を進めるプロジェクトを開始しました。

さらに、食材の提供や農業体験などが継続して行われる仕組みづくりを推進するためのコーディネーターを滋賀県社会福祉協議会に配置するなど、子ども食堂等と農業者が各地域でつながり、子どもを真ん中においた共生社会づくりを進めています。

(3) 障害福祉サービス事業所の農業技術向上支援事業

平成 30 年度に滋賀県が障害福祉サービス事業所に行ったアンケートでは、農業に取り組む上で最も必要な支援として一番多かった回答（回答のあった 87 事業所のうち 38 事業所）が、「農業技術に係る専門的なアドバイス」でした。そこで、今年度から農業技術にかかる専門的な助言・指導を行う「農業技術アドバイザー」2 名を 4 事業所に対して派遣しています。今後この取組を含めた事例集の作成を行う予定です。

(4) 特別支援学校における就農支援モデル事業

特別支援学校で学ぶ生徒に対する農業関係者の理解促進や農業分野における実習先・進路先の拡充に向けて、「就農・農業教育マネージャー」を設置しました。特別支援学校で取り組んでいる農業・作業学習等の状況調査や農業関係者への理解啓発活動、実習受け入れの協力依頼に取り組んでいます。

(5) 「しがの農×福ネットワーク」の立ち上げ

農業、農作業には、癒しや安らぎをもたらす機能、身体機能を高める機能、地域を結びつける機能といった「多面的機能」があると言われていません。農福連携の取組をこうした多面的機能に着目したユニバーサルな取組として、障害者、医療・介護を必要とする人、高齢者、地域の子どもたちなどの福祉分野と広く連携し、「誰もがいきいきと地域で暮らし、ともに働き、ともに活動する共生社会」を目指して取組を推進していくことを目的に、「しがの農×福ネットワーク」を本年 7 月に立ち上げました。「農福連携」に関心のある個人、グループ、民間団体、企業、大学、研究機関、行政機関などに参加を呼びかけています。

当ネットワークでは、取組事例の紹介や情報交換を行うフォーラム・交流会の開催、テーマを設定した意見交換会やアイデアを出し合う場の開催、先進事例の視察会など、ネットワーク参加者の意見を聞きながら、新たな連携や取組の創出につながるような取組を進めていきたいと考えています。

本年 8 月に開催したキックオフフォーラムでは、「農」の機能支援アドバイザー派遣事業（農林水産省都市農業機能発揮支援事業）を活用し、東京大学高齢社会総合研究機構の秋山弘子氏から「農業をつうじて誰もがいきいきと暮らす共生社会をめざしてー全員参加・生涯参加のまちづくりー」と題した基調講演において、高齢者を取り巻く現状や農業、地域づくりへの高齢者の関わり方や重要性、CSA（地域支援型農業）の取組についてお話いただきました。また、県内の NPO 法人やいち



写真 3：キックオフフォーラム (R1.8.8)

じく農家の農業を通じた幅広い農福連携の取組事例についての共有も図ったところです。(写真3)

(6) 今後の方向性

本年4月と6月に、国の省庁横断で開催された「農福連携等推進会議」では、令和6年度を目標年度とする「農福連携等推進ビジョン」が決定されました。このビジョンにおいても、「農業分野における障害者の活躍促進の取組にとどまらず、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行を犯した者の立ち直り支援等、様々な分野にウイングを広げ、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会実現を図ること」の重要性が示されています。

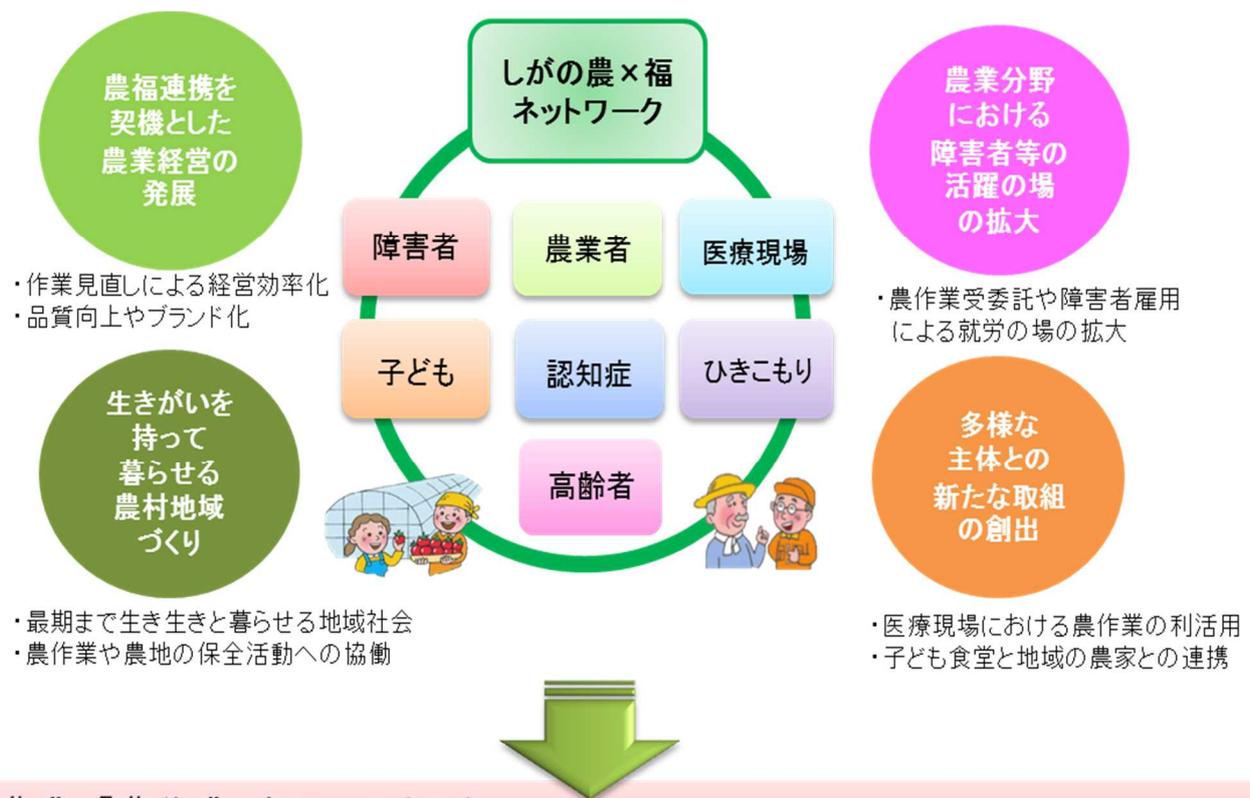
また、農福連携全国都道府県ネットワークにお

ける令和元年度の取組として、「障害者にとどまらず、働きづらさや生きづらさを感じている者の農林水産業への就労を促進する取組事例についての調査・研究」が行われる予定です。

このように、共生社会の実現に向け農福連携は、障害福祉分野だけでなく、様々な分野への広がりを見せつつあります。

多様な主体との連携にあたっては、これまで接点の少なかった農業者側と福祉分野に、お互いの情報が十分にいきわたっておらず、情報共有やニーズを擦り合わせる作業・仕組みが必要であると考えています。

「しがの農×福ネットワーク」を通じて、農業がもつ多面的機能を最大限に生かし、各分野の様々な連携が生まれるサポートを進めていきます。

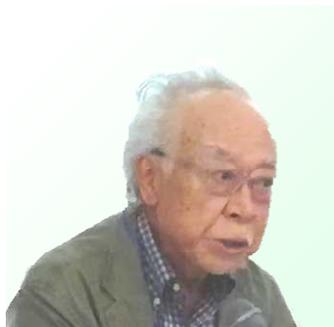


**「農業」「農作業」をツールとした
誰もがいきいきと地域で暮らし、ともに働き、ともに活動する共生社会**

追悼

水口俊典先生

(一財)都市農地活用支援センター常務理事 佐藤 啓二



令和元年7月11日に水口俊典先生がご逝去されました。享年77歳。
ここに謹んで哀悼の意を表します。

水口先生は、昭和17年に神戸で生まれ、昭和40年東京大学工学部建築学科を卒業の後、(株)都市環境研究所に入社されています。

平成9年から芝浦工業大学システム工学部環境システム学科の教授として、土地利用計画、都市計画を中心に教育・研究に携わられましたが、平成19年3月に同大学の退職を機に当センターの非常勤理事に就任していただきました。

私も水口先生から数か月遅れて当センターの常勤理事となりましたので、先生が理事を退任される平成29年6月までの10年間、財団運営に関するご指導をいただきました。

平成25年4月、公益法人改革の下で、当センターは、調査研究能力を備えた一般財団法人という方向に大転換しましたが、自治体関係の役員が多数を占める中、長年、都市計画コンサルタント事務所を率いた経験に基づく先生の適切なアドバイスはこれから新しい道を踏み出そうとする当センターにとって大変貴重なものでありました。

当センターと先生との縁が更に深まったのは、平成27年の都市農業振興基本法制定など国の都市農地政策が大きく動き出した時期です。

先生は、それまでも、市民農園活動を趣味とされるなど、都市農地・農業に深い関心を寄せられており、「都市農地保全のまちづくりー市民農園体験を交えてー」(土地総合研究平成25年夏号)など、農地の市民的利用の拡大に向けた主張を展開されていましたが、基本法が現実のものとなり、都市農地活用が宅地化から農地保全に大きく転換する中、ご自身の専門分野である土地利用計画、都市計画のあり方と結びつけ、国の制度改革についての精力的な提言活動をスタートさせたのです。「都市農地に関する制度改革議論の動向と今後の課題」(都市問題平成27年6月号)など

先生の発案により、当センターも都市農業振興基本計画のパブリックコメントに参加することになり、平成28年2月に、所属する都市農地活用保全アドバイザーの意見を集約し、「都市農業振興基本計画(案)に関する意見・情報」を国に提出しました。

また、平成28年8月には、専門家の側から国への政策提言を更に進めることを目的として、日本都市計画家協会と連携し、先生を座長とする「生産緑地研究会」を設立、翌平成29年8月に『農』を活かすまちづくりのための制度改革の提言」を取りまとめ公表しました。

先生は、第1回から第17回までの研究会全てにご出席になり、議論をリードされました。後日、奥様よりお聞きしたところでは、急に容態が変わる前、7月9日の時点では翌日に予定されていた第18回の研究会にご出席なさるつもりだったとのことで、先生がこの生産緑地研究会に並々ならぬ情熱を注いでおられたことが伝わってきます。

その活動を基に、全国まちづくり会議でのセッション(平成29年10月全まち会議 in 横浜、平成30年全まち会議 in 福岡)にご出席いただき、当センターの情報誌「都市農地とまちづくり」にもたびたび論文を投稿していただきました。「都市農業振興基本法への期待と都市計画関連制度・税制改革の課題」(都市農地とまちづくり第70号)、『生産緑地研究会』のとりくみと都市農地制度改革の提言」(都市農地とまちづくり第72号)

研究会は18:30から20:30が予定時間ですが、21:00を過ぎるのが常で、その後、居酒屋に場所を移し、先生を囲み有志で1時間ほど談笑するのがお決まりのコースでした。

会議の場での先生の論調は、曖昧さを許さない大変緻密で論理的に組み立てられた「水口節」として有名で、私なども毎回やり込められたものですが、居酒屋になると、一転、場は和み、お互いの市民農園などでの作物の生育状況や畑の管理方法などについての情報交換で大いに盛り上がるのでした。

この兩年、先生の政策提言に向けた活動は更に密度を高めた感があり、平成30年11月には、日本都市計画学会の都市計画法50年・100年シンポジウムで基調講演の大役を担い、「線引き制度の再構築を抜きにした『ポストモダン都市論』は根無し草—都市農地制度・総合的な土地利用制度との関係を踏まえて—」（プレゼンテーションスライドとして学会ホームページで公開）というタイトルで講演される中で、都市農地の保全を新しく発生した都市問題と捉え、これまでの都市計画制度の土台である線引き制度改革の必要性を指摘されました。

また、お亡くなりになる直前にまとめられた「都市農地の保全活用に関する新たな法制度の有効性と今後の課題」（都市問題令和元年8月号）は、これまでの提言活動の総まとめ・決定版というべきものでした。

この二つの論文等について脱稿まで幾度となく推敲を重ねられたプロセスは、生産緑地研究会のメンバーにもその都度メールで配信されており、特に、後者については、やっとこれを取りまとめる事が出来ホッとしたことが記されています。

さて、生産緑地法が改正され、特定生産緑地制度が創設されると共に、新たに生産緑地を対象とした都市農地貸借円滑化法が制定され、2022年問題に向けたオペレーションが本格化しようとしています。

それが一段落した時、いよいよ都市農地保全の第2幕がスタートすると思われれます。

私たちは、その時に向け、水口先生のあの「水口節」を思い出しながら、その主張・提言をしっかりと心に留め、更に発展・展開させて行かねばなりません。

先生が情熱を注がれた生産緑地研究会の活動を継続し、（一財）都市農地活用支援センターの活動を定着・深化させることに強く思いをいたし、先生へのお別れの言葉とします。



都市農地センター お知らせ

【 開催案内 】

都市農地活用支援センター定期講演会 2019 土地月間参加行事

都市農地活用支援センター 定期講演会 2019 開催案内 国土交通省主催 「土地月間」 参加行事

新しい都市農地制度の活用と展望

【日時】 **10月29日(火)** 13:30~16:30 (13:10開場) 【会場】 **東京ウィメンズプラザ 地下ホール** (東京都渋谷区神宮前5-53-67)

【内容】

情報提供 新しい都市農地制度の活用状況等について
国土交通省 都市局都市計画課
農林水産省 農村振興局農村政策部 都市農村交流課都市農業室

講演 1 **農業市民とまちづくり**
＜講師＞ 小池 聡氏 (名城大学都市情報学部教授)

講演 2 **緑・農・住の新たな可能性**
～住宅事業者の視点から～
＜講師＞ 大木 祐悟氏 (定期借地権推進協議会運営委員長)

【参加方法】 以下①②のうち、いずれかの方法によりお申込み下さい。
① Webサイト⇒当センターWebサイトの申込フォームに必要事項を入力し送信
② E-MailまたはFax⇒氏名・所属・連絡先(住所/E-Mail/TEL/FAX)を記載の上、下記連絡先宛てに送信

定員 200名 参加 無料 申込み 先着順

■主催/連絡先：一般財団法人 都市農地活用支援センター
〒101-0032 東京都千代田区若本町3-9-13 若本町有共同ビル4階
http://www.tosinouti.or.jp E-Mail: moushikomi@tosinouti.or.jp
tel: 03-5823-4830 fax: 03-5823-4831

■共催：定期借地権推進協議会
■後援：国土交通省 全国農業協同組合中央会

申込入カフォーム

本講演会は、都市農地の関係者をはじめとした幅広い層の方に、都市における貴重な資源である農地の役割と利用・保全のあり方を考える契機としていただくため、毎年、国土交通省が提唱する「土地月間」に併せて実施しているものです。

今回は、昨今の生産緑地法等の改正や、都市農地の貸借円滑化法の成立など、都市農地を取り巻く一連の法制度の改正を受けた現状の課題や今後の展望についてとりあげます。

まず、国土交通省、農林水産省の担当官より新たな法制度等の活用状況等、最新の情報を提供いただきます。続く講演1では、今後の都市農地を活用したまちづくりの展開における新たな担い手像について、市民による都市農業への参画の視点から、専門家よりお話をいただきます。また講演2では、定期借地権の活用を含めた、今後の都市農地活用の展望について実務の専門家よりお話いただく予定です。

【 開催報告 1 】

都市農地活用支援センター定期講演会 2018 土地月間参加行事

当センターは平成30年10月30日、渋谷区の東京ウィメンズプラザホールにて定期講演会を開催し、200名を超える多数の方にご参加いただきました。今回の内容は、一昨年4月に行われた生産緑地法等の改正、また、昨年6月に成立した都市農地の貸借の円滑化に関する法律及びその政令、規則、都市農業振興基本法に基づく地方計画の策定状況等の最新情報を国土交通省及び農林水産省の担当官から提供いただくと共に、講演1では「新たな制度の下での都市農業の展

望」と題して、今後の都市農業・都市農地の展開可能性について、東京大学大学院 農学生命科学研究科教授の安藤光義氏にご講演いただきました。

そして、講演2では本講演会で毎年恒例となっている定期借地権について、「新たな制度を利用した民間ビジネスの方向性～定期借地権などの活用による～」と題して、定期借地権推進協議会運営委員長の大木祐悟氏にご講演いただきました。

■ 【開催報告 2】 平成30年度新農地制度セミナー

2022年問題に向け、「改正生産緑地法」「新たな貸借円滑化法」「関係する税制」について、一層の理解を深めるためのセミナーを平成30年11月に東京・名古屋・大阪で開催し、三会場合わせて160名を超える方にご参加いただきました。

テキストとして使用した書籍「一問一答新しい都市農地制度と税務」（出版:株式会社ぎょうせい）は、2022年問題を前にして法改正、新法により大きく生まれ変わった生産緑地制度、同制度と密接に関係する税制について、一問一答でわかりやすく解説した

ものです。都市農地制度の入門編として、また、実務の参考図書としてご活用いただければ幸いです。

＜講師＞
今仲清(税理士法人今仲清事務所代表)
佐藤啓二(当センター常務理事)



■ 【開催報告 3】 平成30年度都市農地活用実践ゼミナール

平成31年2月14日(木)、東京・千代田区の損保会館大会議室において、平成30年度都市農地活用実践ゼミナールを開催いたしました。

「新制度によってひろがる都市農地活用の可能性」と題した本年度のゼミナールは、今般の都市農地をとりまく法制度の改正によって可能となった、多様な主体の都市農業への関わりと、そこで展開される多様な取組みについて先進事例を交えて解説するという内容で、地方自治体やJAはもとより、まちづくり等に関わる民間企業の実務者の方々にも多数お申込みいただき、当日は150名ほどの参加者となりました。

「新しい都市農地制度の整理と動向」と題した第1部では、まず当センターの小谷主任研究員が、昨今実施されてきた都市農地に関わる法律の改正や整備について、その多岐にわたる内容を体系的に整理し、活用のポイントを解説しました。

次いで、株式会社ニッセイ基礎研究所の塩澤誠一郎・都市政策シニアリサーチャーより、法改正を受けて動きつつある都市農地の現状や関係する主体の多様化について、特にまちづくりの視点から解説・展望する講義をいただきました。

休憩をはさんだ第2部では、今後の都市農地利活用に関する先行的事例の紹介ということで、まず最

初に、自治体の先行的な取組みとして、生産緑地指定を拡大して積極的な都市農地の活用に取り組む神奈川県川崎市の事例を、川崎市都市農業振興センターの佐藤忠恭氏よりお話しいただきました。

続いて、都市農地・都市農業への多様な主体の関わりの方の先行事例として、数年前に新規就農者として都市農業へ参入し、新しい都市農業・農地活用のあり方を模索してきた、東京・八王子市の株式会社アンドファームユギの取組みを、同社の大神辰裕・代表取締役よりご紹介いただきました。

最後は、「都市の中に農を創る」と題し、株式会社まちづくり工房の大橋南海子・代表取締役から、近年、東京・埼玉・神奈川で手がけられてきた、農を介した地域のコミュニティづくりとそれによる都市農地の保全・利活用への取組みについてご講演をいただき、終了となりました。



農業者のみならず、地域で活動されている住民・団体のみならずへ

2019(令和元)年度「農」の機能発揮支援アドバイザー派遣事業案内

無 料

※内容により一部負担が生じる場合があります。

都市における

「農」の多様な機能を発揮した取組を支援するため

都市農業や
まちづくり等の

専門家を派遣します

勉強会での説明
相談対応

現地での
アドバイス

取組テーマの例

- 新しい都市農業・農地制度の周知
- 生産緑地の貸借、マッチング
- 都市農業振興ビジョンづくり
- 市民農園・農業体験農園の開設
- 障害者就労と農業のマッチング
- 福祉施設と農家が連携した六次産業化
- 地域交流機能を取り入れた直売所整備
- 農家と学校が連携した食育の取り組み
- 都市農地を活用した地域防災
- 農を楽しむサービス付き高齢者住宅
- 高齢者施設への園芸療法の導入
- 空き農地を活用したテイサービス 等々



申込受付

2020(令和2)年 2月29日まで

事業主体

一般財団法人 都市農地活用支援センター

詳しくは、裏面およびホームページをご覧ください

URL: <http://www.tosinouti.or.jp/>



関係協力団体

NPO 全国農業体験農園協会
NPO 千葉県市民農園協会
NPO 日本園芸福祉普及協会
NPO HUB's(ハブズ)
NPO 江戸東京野菜コンシェルジュ協会
NPO 農商工連携サポートセンター
(一財) 高齢者住宅財団
(一社) JA共済総合研究所 高齢社会・福祉研究グループ
(一社) ランドスケープコンサルタンツ協会
(一社) 日本農福連携協会(ノウフク)
首都圏土壌医の会

※本事業は、農林水産省の「都市農業機能発揮支援事業」により実施しています。

一般財団法人 都市農地活用支援センター 概要

2019年4月

HPアドレス <http://www.tosinouti.or.jp>

事務所	〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-9-13 岩本町寿共同ビル4階 ＜アクセス＞ JR各線 秋葉原駅 徒歩5分 東京メトロ日比谷線 秋葉原駅 徒歩2分 都営地下鉄新宿線 岩本町駅 徒歩1分	代表者	理事長 坂山 修平
	電話 03-5823-4830	沿革	■平成3年10月8日 財団法人として設立 共管：国土庁 土地局土地政策課 農林水産省 経営局農業協同組合課 建設省 建設経済局宅地開発課、住宅局住宅建設課 ■平成25年4月1日 一般財団法人に移行
	FAX 03-5823-4831		
	E-mail tosinouti@tosinouti.or.jp		
基本財産	16億8千万円 (出捐団体：東京都・大阪府・愛知県ほか三大都市圏の府県・政令市、JAグループ、UR都市機構)		
目的	都市農業振興の取組と連携し、都市農地(市街地内の農地及びその周辺の農地)、都市農地と一体をなす屋敷林・樹林地及びその他の農的土地利用がなされている農地以外の土地(以下「都市農地等」という)の計画的な利用・保全による良好な居住環境を有する宅地の形成、優良な賃貸住宅建設及び都市農地等と宅地が調和したまちづくりを促進するための調査研究、事業支援、居住環境の維持改善、普及啓発等を行い、もって国民の生活の向上に寄与することを目的とする。		
事業	(1) 都市農地の現況、利用・保全手法、利用・保全計画等に関する調査研究 (2) 農家、農業協同組合、農家によるまちづくり団体、都市住民によるまちづくり団体等による都市農地等を計画的に利用・保全する事業の支援 (3) 農家、農業協同組合、農家によるまちづくり団体等とUR都市機構、地方住宅供給公社等との共同事業等による都市農地等を計画的に利用・保全する事業の支援並びに居住者の利便に供する施設の管理及び維持改善に関する業務 (4) 総合的都市農家経営に関する調査研究及び事業の支援 (5) 都市住民と農家の交流による地域コミュニティの形成等に関する調査研究及びその形成等を促進する事業の支援 (6) 都市農地等の計画的な利用・保全に関する情報提供、研修、図書の刊行その他の普及啓発 (7) 都市農地等の計画的な利用・保全に関する相談業務 (8) 第1号から第7号の事業に関連する業務の受託 (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業		
調査研究	＜都市農地・農業の多様な機能を発揮したまちづくり計画・調査＞ ○食農連携による地方創生(津島市) ○市民農園、クラインガルテン(知立市、八王子市) ○防災協力農地(伊丹市、春日部市) ○農泊(八王子市) ○農福連携(伊丹市、長久手市) ○都市型集落営農(堺市) ○資源循環(小金井市)		刊行物等
	＜生産緑地等を活用した農地保全計画＞ ○生産緑地を活用した農地保全(調布市) ○市街地周辺部の農地保全(枚方市等) ○一般市における都市農地保全方策(守山市、岐南町) ○都市における水田保全(日野市)		＜情報誌＞ ○「都市農地とまちづくり」 ＜出版物＞ ○一問一答 新しい都市農地制度と税務 ○ケース別 農地の権利移動・転用可否判断の手引 ○Q&A都市農地税制必携ガイド ○超高齢社会と農ある暮らし ○農を活かした町おこし・村おこし ○農を生かした都市づくり ○定期借地権付住宅供給実態調査(年度版) ○定期借地権制度のあらまし ○定期借地権の新たな活用に向けて ○農住組合の手引き
	＜農住の調和したまちづくりのための基礎調査・モデル調査＞ ○全国の市街化区域内農地の現況調査・分析等(国土交通省、東京都) ○GISを活用した都市農地の属性把握とポテンシャル評価(国土交通省) ○農住組合の適地選定等調査(国土交通省、UR) ○農家賃貸住宅の実態等調査(国土交通省、UR、JA等)		まちづくり支援
	＜定期借地権に関する調査等＞ ○定期借地権活用実態調査(国土交通省等) ○定期借地権による災害公営住宅(国土交通省等) ○東日本大震災被災地復興支援調査(農林水産省、民都機構等)		研修等
○定期講演会(毎年10月) ○研修会「都市農地活用実践ゼミナール」(毎年2月)			

都市農地センターの取組み

一般財団法人都市農地活用支援センター 2019年度
都市農業・都市農地に関する取組みのご案内

ホームページ

当センターの事業案内の他、都市農業、都市農地に関する様々な取組み事例の紹介等を行っています。
情報誌「都市農地とまちづくり」もご覧いただけます。
URL: <http://www.tosinouti.or.jp/>



メールマガジン

都市農地を活用したまちづくりに関する最新のお知らせを配信しています。(無料)
<メールマガジンの登録お申し込み方法>
下記メールアドレス宛に「メルマガ配信希望」と記載し、お送りいただくか、ホームページの入力フォームからお申込みください。

登録申込メールアドレス → news@tosinouti.or.jp

登録申込入力フォーム



講演会

■ 定期講演会の開催 (2019年10月29日開催予定)

幅広い層の方に、都市における貴重な資源である農地の役割と利用・保全のあり方を考える契機としていただく講演会を毎年開催しています。

<プログラム例>

- ・情報提供「生産緑地法改正等の状況報告」
- ・講演 1「都市縮退と今後の都市農業」
- ・講演 2「定期借地権制度の概要と農地に係る借地制度」

セミナー

■ 都市農地活用実践セミナーの開催 (2月開催予定)

都市農地の保全・活用のあり方についての理解と知識を深めるため、実務家等を対象としたセミナーを毎年開催しています。

<プログラム例>

- ・情報提供「新たな都市農地貸借制度について」
- ・Seminar1:「平成30年度都市農地関係税制改正等」
- ・Seminar2:「民間企業による都市農地の活用について」
- ・Seminar3:「都市の隙間を『新しい里山』に」

調査研究・相談対応

都市農業・都市農地を生かしたまちづくりに関する各種調査研究・相談対応を行っています。

■ 「自治体政策支援室」等による相談対応

都市農業振興基本法に基づく地方計画の作成等、新しい都市農地制度に対応した自治体の取組み等について、当センター研究員が相談対応します。

■ アドバイザーの派遣

要件を満たす事案について、勉強や講演会等に当センターから専門家を派遣し、アドバイス等を行います。

■ 調査研究業務の受託

都市農地の現況分析(GIS等活用)、利用・保全に関する手法や計画検討等、調査研究業務を受託しています。

例) 都市と緑・農が共生するまちづくりに関する調査
都市農業機能発揮対策事業、まち・ひと・しごと創生事業、他

事例紹介

■ 「都市と農の共生」に関する事例紹介

都市農業が有する様々な機能発揮の取組事例をホームページにて紹介しています。

紹介分野: 都市農業の担い手育成、市民雇用・振興、レクリエーション(市民農園・体験農園・農業公園)、食育、高齢者の健康・福祉(障がい者就労)、交流、地産地消(6次産業化)、環境(防災・景観・耕作放棄地)

刊行物

■ 情報誌「都市農地とまちづくり」の発行

都市農業・都市農地関連施策や制度の最新動向、都市農業、都市農地の多面的な機能に関する自治体や民間、NPO等の先進取組事例等を紹介する情報誌を発行しています。(通巻72号)
バックナンバー含め、ホームページより閲覧ができます。

■ 事例集「農を生かした都市づくり」等の発行

「農を生かした都市づくり」をはじめとする事例集、都市農地に関する税制・法制度の解説、定期借地権制度とその実態調査等に関する刊行物を編集・発行しています。(詳しくはホームページをご覧ください)

一般財団法人 都市農地活用支援センター 〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-9-13 岩本町寿共同ビル4階
<http://www.tosinouti.or.jp/> e-mail: tosinouti@tosinouti.or.jp tel: 03-5823-4830 fax: 03-5823-4831

書籍のお知らせ

「コンパクトシティ」を問う



全国各地で導入されているコンパクトシティの現状と問題点を10人の研究者・専門家が鋭く追求し、その解決策を提言した画期的書!!

●執筆陣のひとりとして当センター佐藤常務理事が『『都市と緑・農の共生』における産業政策の限界 - 新たな目標『市民緑農地』』を担当

- <該当部分目次>
- 1.はじめに
 - 2.都市農業振興基本法と都市農業振興基本計画
 - 3.実現した法制度と税制改正
 - 4.農業政策の限界と保全の課題
 - 5.必要になった再整理
 - 6.ドイツのクラインガルテン
 - 7.わが国の市民農園制度
 - 8.クラインガルテン制度から学ぶべき点
 - 9.農地利用と緑・農空間を巡る新たな動き
 - 10.緑・農の新たな将来像「市民緑農地」

出版:株式会社プロGRESS 発行年月:令和元年5月 価格:4,000円+税 ※当センターでの頒布はございません。

都市農地とまちづくり 2019年秋号(第74号)

発行所 : 一般財団法人 都市農地活用支援センター
〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-9-13
岩本町寿共同ビル4F
TEL 03-5823-4830 FAX 03-5823-4831

発行年月 : 令和元年10月
発行人 : 坂山 修平
編集責任者: 佐藤 啓二
事務局 : 森戸伸行/小谷俊哉/林賢一/松本優子

*無断転載を禁じます